

資料編

目次

第1 総則関係	1
資料 1-1 豊明市防災会議条例	1
資料 1-2 豊明市防災会議運営規則	3
資料 1-3 豊明市防災会議委員名簿	5
資料 1-4 豊明市地震防災対策推進会議設置要綱.....	6
資料 1-5 防災関係機関連絡先一覧	8
資料 1-6 地質平面図	13
資料 1-7 災害履歴一覧	14
資料 1-8 平成12年東海豪雨の被害等一覧.....	15
資料 1-9 豊明市ブロック塀等撤去事業費補助金交付要綱.....	16
資料 1-10 防災重点農業用ため池一覧	19
第2 災害予防関係.....	20
資料 2-1 豊明市自主防災組織設置要綱	20
資料 2-2 豊明市自主防災組織連合会設置要綱.....	22
資料 2-3 自主防災組織一覧	24
資料 2-4 指定避難場所・避難所一覧	25
資料 2-5 災害用備蓄品一覧	28
資料 2-6 豊明市避難行動要支援者支援制度実施要綱.....	30
資料 2-7 浸水想定区域等に属する要配慮者利用施設一覧.....	32
第3 災害応急対策関係.....	34
資料 3-1 豊明市災害対策本部条例	34
資料 3-2 豊明市災害対策本部運営要綱	35
資料 3-3 豊明市災害対策本部の標識、腕章等.....	42
資料 3-4 豊明市災害派遣手当等の支給に関する条例.....	44
資料 3-5 非常時の消防部隊編成表	45
資料 3-6 豊明市防災行政無線局管理規程.....	46
資料 3-7 豊明市防災行政無線局運用要綱.....	48
資料 3-8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間.....	50
資料 3-9 災害協定一覧	55
資料 3-10 緊急輸送道路網図	60
資料 3-11 ヘリコプター臨時離着陸地点一覧.....	61
資料 3-12 ヘリコプター臨時離着陸地点の基準・表示要領.....	62
資料 3-13 消防施設公設防火水槽一覧表	63
第4 東海地震対策関係.....	67
資料 4-1 豊明市地震災害警戒本部条例	67
資料 4-2 豊明市地震災害警戒本部要綱	68
第5 風水害等対策関係.....	72
資料 5-1 重要水防箇所一覧	72

資料 5-2	洪水予報・水防警報発表河川	72
資料 5-3	土砂災害危険箇所・区域等一覧	73
資料 5-4	気象警報等の種類と発表基準	75
第 6	災害復旧・復興関係	76
資料 6-1	豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例	76
資料 6-2	豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	80
資料 6-3	豊明市災害見舞金支給要綱	84
資料 6-4	豊明市被災者生活再建支援金支給要綱	85
第 7	関係機関等施設使用一覧	88

第1 総則関係

資料1-1 豊明市防災会議条例

昭和47年8月1日

条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、豊明市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 豊明市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて、豊明市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員22人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (2) 豊明市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (3) 豊明市の教育委員会の教育長
- (4) 市の地域を所管する消防機関の長のうちから市長が任命する者
- (5) 豊明市の地域にあって業務を行う指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (6) 豊明市長が特に必要と認めて任命する者
- (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項第5号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて、会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な

事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 47 年 8 月 1 日から施行する。

(廃止規定)

2 豊明町防災会議条例(昭和 38 年豊明町条例第 6 号)は、廃止する。

附 則(昭和 51 年条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年条例第 3 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 4 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年条例第 2 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

資料 1-2 豊明市防災会議運営規則

平成 26 年 9 月 26 日
規則第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊明市防災会議条例（昭和 47 年豊明市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、豊明市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項に規定する、条例第 3 条第 2 項に規定する会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、その職務を代理する者は副市長をもって充てる。

(委員の代理者)

第 3 条 条例第 3 条第 5 項に規定する委員（以下「委員」という。）は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、前項に規定する代理者については、あらかじめ指名し、会長に届け出ておかなければならない。

(異動の報告)

第 4 条 条例第 3 条第 5 項第 1 号及び第 5 号から第 7 号までに規定する委員は、異動があった場合後任者の職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(防災会議の招集通知)

第 5 条 防災会議の招集通知には、防災会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議録)

第 6 条 会長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 防災会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 防災会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(会長の専決事項)

第 7 条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等の長に対し、資料若しくは情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (4) 豊明市災害対策本部の設置についての意見に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第 8 条 防災会議の庶務は、市民生活部防災防犯対策課において処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が防災会議に諮って別に定める。

2 事務局に、書記を置く。

3 書記は、防災防犯対策室の職員のうちから市長が任命する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第5号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

資料1-3 豊明市防災会議委員名簿

防災会議条例上の区分	所属機関名	職名
第3条第5項第1号	愛知警察署	署長
第3条第5項第2号	豊明市	副市長
第3条第5項第3号	〃 教育委員会	教育長
第3条第5項第4号	〃 消防団	団長
〃	尾三消防本部豊明消防署	署長
第3条第5項第5号	愛知中部水道企業団	企業長
〃	西日本電信電話株式会社 東海支店 設備部	部長
〃	中部電力パワーグリッド(株)名古屋支社緑 営業所長	所長
〃	東邦ガス(株)設備部ネットワーク笠寺事業 所	事業所長
第3条第5項第6号	愛知県尾張県民事務所	所長
〃	愛知県尾張建設事務所	所長
〃	日本郵便(株)豊明郵便局	局長
〃	陸上自衛隊 守山駐屯地 第35普通科連隊	重迫撃砲中隊長
〃	豊明市議会	議長
〃	豊明市女性の会	会長
〃	〃 商工会	会長
〃	東名古屋豊明市医師会	会長
〃	あいち尾東農業協同組合	豊明支店基幹支店長
〃	豊明建設業協会	会長
〃	藤田医科大学	学長
〃	豊明市社会福祉協議会	会長
第3条第5項第7号	豊明市自主防災組織連合会	会長

資料 1-4 豊明市地震防災対策推進会議設置要綱

平成 14 年 5 月 30 日

決裁

(設置)

第 1 条 豊明市における地震防災対策の一層の充実強化を図り、地震災害に強い防災まちづくりを推進するため、豊明市地震防災対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を掌る。

- (1) 地震対策の基本的な方針に関すること。
- (2) 地震対策の推進並びに地震対策に係る重要施策に関すること。
- (3) その他、市長が特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充て、副会長は、副市長をもって充てる。

3 会長は、推進会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 推進会議は、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 推進会議は、会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(任期)

第 5 条 推進会議の委員の任期は、計画の目的が達成されるまでの期間とし、会長が認めた期間とする。

(幹事会)

第 6 条 推進会議の所掌事務を行うに当たっては、調査、検討等を行うための組織として、豊明市地震防災対策推進会議幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長は、副市長、副幹事長は市民生活部市民生活部長とし、幹事会は別表第 2 に掲げる者をもって充てる。

4 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長は、会議の議長となる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、市民生活部防災防犯対策課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成 16 年訓令第 38 号)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 30 日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成 19 年 1 月 18 日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、改正後の豊明市地震防災対策推進会議設置要綱別表第1の規定は適用せず、改正前の豊明市地震防災対策推進会議設置要綱(以下「改正前の要綱」という。)別表第1の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の要綱別表第1中「助役」とあるのは「副市長」とする。

附 則(平成19年6月29日)

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年1月31日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成22年1月27日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月6日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年1月19日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月7日)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和3年4月1日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

豊明市地震防災対策推進会議

会長	市長
副会長	副市長
委員	教育長 行政経営部長 市民生活部長 健康福祉部長 経済建設部長 議会事務局長 教育部長

別表第2(第6条関係)

豊明市地震防災対策推進会議幹事会

幹事長	副市長
副幹事長	市民生活部長
幹事	秘書広報課長 財政課長 こども保育課長 土木課長 都市計画課長 環境課長

学校教育課長

資料1-5 防災関係機関連絡先一覧

1. 市

機関名	所在地	担当部署	電話番号	防災無線
			F A X	無線 F A X
市役所	新田町子持松 1-1	防災防犯対策課	92-8305	729-2-4613、 4614
			92-1141	729-1150

2. 県

機関名	所在地	担当部署	電話番号	防災無線
			F A X	無線 F A X
愛知県	名古屋市中区三の丸 3-1-2	自治センター6階 災害情報センター ・第2非常配備(準備強化体制) ・第2非常配備(警戒体制) ・第3非常配備	052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総括部総括班) 052-961-2111(代表) 内線 5302~5304 (総括部総括班) 内線 5306~5307 (総括部渉外班) 内線 5314~5316 (総括部復旧班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部整理班) 内線 5313、5320~5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5339、5340 (情報部調査班) 内線 5323~5324 (運用部庶務班) 内線 5325~5327 (運用部運用班) 内線 5324 (運用部庶務班)	600-1360~1362 (総括部統括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1367 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1322 (情報部調査班) 600-1321 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)
			052-971-7106、7103 052-973-4107	600-1514
		本庁舎2階 防災安全局内	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-954-6193 (災害・特殊災害 直通) 052-954-6141 (救急・救助 直通) 052-954-6144 (火災・危険物 直通) 0562-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害・特殊災害) 内線 2522 (火災・危険物) 内線 2539 (救急・救助)	600-2512 (災害対策課内、 災害、特殊災害) 600-2522 (火災・危険物) 600-2539 (救急・救助)

第 1 総則関係

		052-954-6912 (災害・特殊災害) 052-954-6922 (通信グループ) 052-954-6994 (火災・危険物) 052-954-6913 (救急・救助)	600-1510
--	--	--	----------

機 関 名	所 在 地	担 当 部 署	電 話 番 号	防 災 無 線
			F A X	無 線 F A X
尾張県民事務所	名古屋市中区三の丸 2-6-1	防災安全課 防災安全グループ	052-961-7211	602-2432～2438
			052-961-1474	
			052-951-9106	
尾張建設事務所	名古屋市中区三の丸 2-6-1	維持管理課 管理第二グループ	052-961-7211	602-2726、 2727、2739
			052-961-4421	
			052-961-7879	
尾張農林水産事務所	名古屋市中区三の丸 2-6-1	建設課	052-961-7211	602-2231
			052-961-0446	—
瀬戸保健所	瀬戸市見付町 38-1	総務企画課	0561-82-2196	8111-31
			0561-82-9188	8111-11
豊明保健分室	沓掛町石畑 142-20		0562-92-9133	—
			0562-93-8947	—
防災局消防保安課 防災航空隊	西春日井郡豊山町大字豊場 字殿釜 2(名古屋空港内)		0568-29-3121	8200-31
			0568-29-3123	8200-11
愛知警察署	愛知郡東郷町白鳥 2-1-8	警備課	0561-39-0110	—
			0561-39-2900	—

3. 指定行政機関

機 関 名	所 在 地	担 当 部 署	電 話 番 号	防 災 無 線
			F A X	無 線 F A X
総務省消防庁	東京都千代田区 霞が関 2-1-2	応急対策室	03-5253-7527 (夜間・休日時 宿直室) 03-5253-7777	地域衛星通信ネットワーク 9-048-500-90-43xxx (43xxx の下 3 桁は衛星電 話番号簿を参照) (夜間・休日時 宿直室) 9-048-500-90-49102
			03-5253-7537 (夜間・休日時 宿直室) 03-5253-7553	地域衛星通信ネットワーク 9-048-500-90-49033 (夜間・休日時 宿直室) 9-048-500-90-49036

4. 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	担 当 部 署	電 話 番 号
			F A X
中部地方整備局	名古屋市中区三の丸 2 丁目 5-1 (名古屋合同庁舎第 2 号館内)	防災室	052-953-8119
			052-953-9191
			052-853-7320
			052-841-2517
			052-721-9920
名古屋国道事務所	名古屋市瑞穂区鍵田町 2-30		052-721-9923
			052-823-7911
名古屋国道維持第一出張所	名古屋市千種区松軒 1-1002		052-823-7919
			052-751-5124
名古屋地方气象台	名古屋市千種区日和町 2-18	防災グループ	052-752-3357

5. 自衛隊

機関名	所在地	担当部署	電話番号
			F A X
陸上自衛隊第10師団 第35普通科連隊	名古屋市守山区守山3-12-1	第3科防災担当 (夜間・休日：部 隊当直)	052-791-2191 内線4831 (夜間・休日) 内線4509
			052-791-2191 内線4839

6. 指定公共機関

機関名	所在地	担当部署	電話番号
			F A X
日本郵便(株) 東海支社	名古屋市中区丸の内3-2-5	総務・人事部危機 管理室危機管理担 当	052-446-8229
			052-446-8253
豊明郵便局	阿野町滑1-8	総務課	97-6710
			97-6751
西日本電信電話(株) 東海支店	名古屋市中区大須4-9-60 NTT上前津ビル5F	設備部災害対策室	052-291-3226
			052-262-9057
(株)NTTドコモ	名古屋市東区東桜1-1-10(アーバ ンネット名古屋ビル7F)	ネットワーク部 災害対策室	052-968-7937
			052-950-3714
日本赤十字社 愛知県支部	名古屋市東区白壁1-50 (愛知県白壁庁舎内)	事業部 救護・事業推進課	052-971-1591
			052-971-1590
日本放送協会 名古屋拠点放送局	名古屋市東区東桜1-13-3	企画総務部(計画・ 管理)	052-952-7282
			052-952-7274
中日本高速道路(株) 中部地区	名古屋市中区錦2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル13階	保全・サービス事業部 企画統括課	052-222-1319
			052-232-3735
KDDI(株) 中部総支社	名古屋市西区名駅2-27-8(名古屋 プライムセントラルタワー20階)	管理部	052-747-8071
			052-747-8075
東邦瓦斯(株)	名古屋市熱田区桜田町19-18	総務部総務グループ	052-872-9325
			052-882-1607
笠寺営業所	名古屋市南区前浜通3-8		052-821-7141
			052-821-7164
日本通運(株) 名古屋支社	名古屋市中村区名駅南4丁目11- 39	総務課	052-551-9851
			052-582-5667
中部電力パワーグリッド(株)	名古屋市東区東新町1	総務部総括グループ	052-973-2407
			※担当者に転送 052-973-3155
緑営業所	名古屋市緑区大高町字東正地71-1		052-623-5233
			052-623-5232

7. 指定地方公共機関

機関名	所在地	担当部署	電話番号
			F A X
(一社)愛知県トラック協会	名古屋市瑞穂区新開町12-6	総務部	052-871-1921
			052-882-1685
名古屋鉄道(株)	名古屋市熱田区三本松町18-1	計画部管理課	052-825-3102
			052-825-3107
前後駅	前後町善江1634-2		97-1395
			97-1399
中京競馬場前駅	名古屋市緑区鳴海町境松42-2		052-622-7006
(株)中日新聞社	名古屋市中区三の丸1-6-1	編集局社会部	052-231-7333
			052-201-4331
日進通信部	日進市栄2-214		0561-74-2002

第1 総則関係

			0561-74-2003
(株) 読売新聞	名古屋市中区栄 1-17-6	総務部	052-211-0080
			052-211-0081
中部空港支局半田通信部	常滑市セントレア 1-1		0569-38-1150
			0569-38-1151
(株) 朝日新聞社	名古屋市中区栄 1-3-3	名古屋報道センター	052-231-8131
			052-231-0391
日進支局	日進市栄 1-1115 ステージ 3 日進 4D		0561-72-5327
			0561-42-6531
(株) 毎日新聞社	名古屋市中村区平池町 4-60-12 グローバルゲート 9 階中部本社 ささしまビル	中部報道センター	052-564-1401
			052-564-1313
(株) 中部経済新聞社			
半田支局	半田市泉町 1-4 新美ビル 4 階		0569-24-6320
			0569-24-6367
NHK			
中部空港支局	常滑市セントレア 1-1 MS-1015 室		0569-38-1270
			0569-38-1280
(公社) 愛知県医師会	名古屋市中区栄 4 丁目 14-28	愛知県 救急医療情報センター	052-263-1133
			052-251-1420
東名古屋豊明市医師会	西川町島原 11-14	豊明市保健センター 3 階 医師会事務 室	93-6227
			93-6818
(一社) 愛知県歯科医師会	名古屋市中区丸の内 3-5-18	愛知県警察歯科医会	052-962-8020
			052-951-5108
愛豊歯科医師会 豊明支部	西川町島原 11-14	—	—
(一社) 愛知県薬剤師会	名古屋市中区丸の内 2-3-1	事務局総務部	052-231-2261
			052-231-2268
豊明市薬剤師会	—	—	—
(公社) 愛知県看護協会	名古屋市昭和区円上町 26-18		052-871-0711
			052-871-0757
(一社) 愛知県LPガス協会	名古屋市中区大須 4 丁目 1 番 70 号 TANAKA 名古屋ビル 5 階		052-261-2896
			052-261-2898
中央支部	半田市宮路町 53 住吉福祉文化会館内		0569-22-3535
			0569-22-3536

8. 一部事務組合

機関名	所在地	担当部署	電話番号
			FAX
愛知中部水道企業団	愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷 212	総務課庶務係	0561-38-0030
			0561-38-3134
尾三消防組合	愛知郡東郷町大字諸輪字曙 18	消防課	0561-38-0119
			0561-38-6962
豊明消防署	沓掛町宿 234		0562-92-0119
			0562-92-1141
東部知多衛生組合	知多郡東浦町大字森岡字葎野 41	業務第二	0562-46-8855
			0562-46-8856

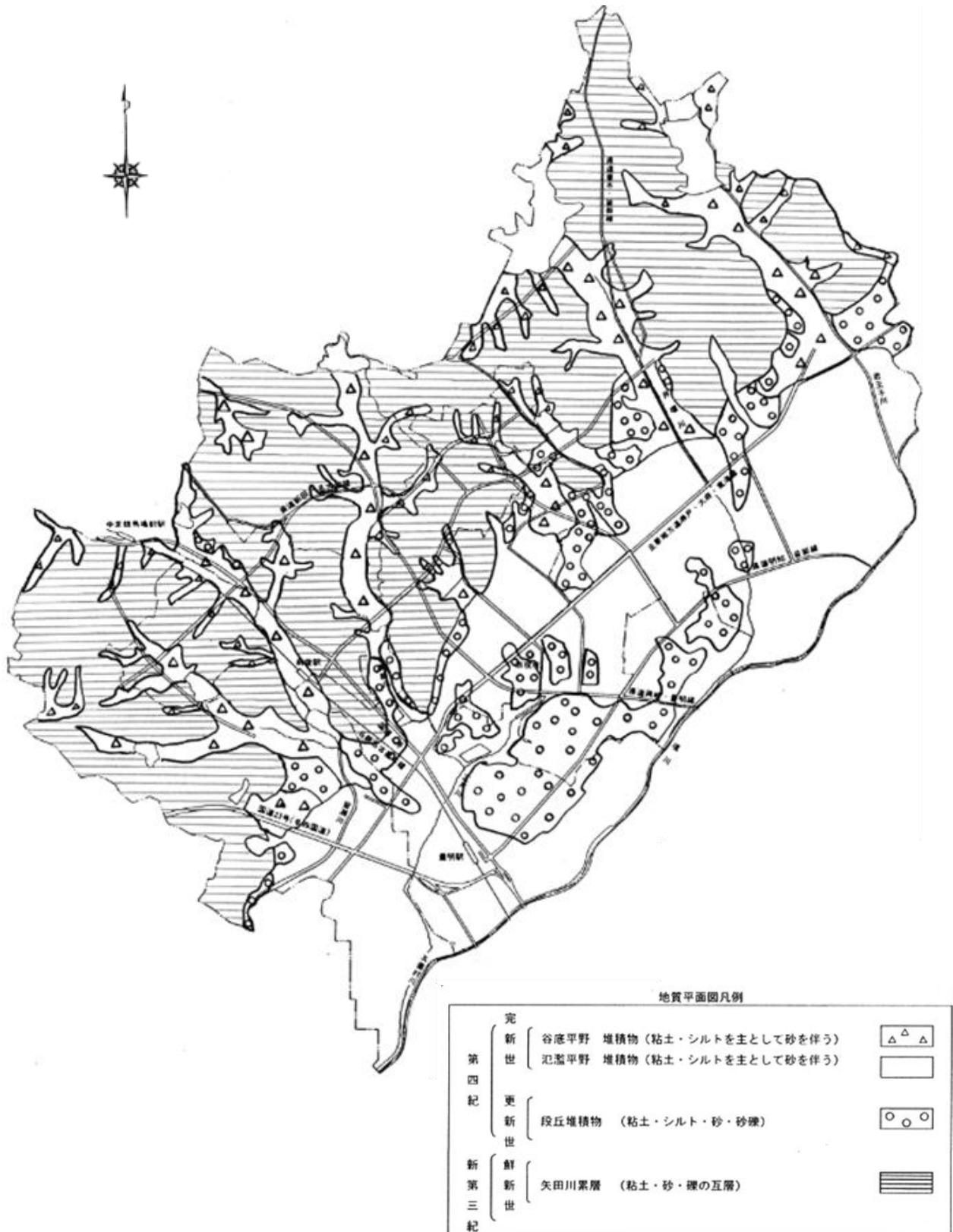
9. 公共団体及び防災上重要な施設

機関名	所在地	担当部署	電話番号
			FAX
あいち尾東農業協同組合 豊明支店	三崎町中ノ坪 5-2	庶務課	92-1341
			92-1344
豊明市商工会	三崎町中ノ坪 5-1		93-6666

第 1 総則関係

			92-7711
愛知石油商業組合（名古屋第6地区）	名古屋市中区正木3-2-70 石油会館		062-322-1550
			052-322-5080
豊明市社会福祉協議会	新田町吉池18-3		93-5051
			93-3880
豊明市国際交流協会	新田町子持松1番地1 市役所本館3階		92-4649
			92-4650
豊明市危険物安全協会	沓掛町宿234	事務局 尾三消防本部豊明消防署予防課	92-0119
			92-1141
豊明建設業協会	西川町笹原15-1	事務局 山旺建設	92-2835
			—
愛知県名古屋電気工事協力会	名古屋市東区東桜1-2-14 愛知電気会館		052-971-7151
			052-971-8438
中部ケーブルネットワーク(株)	名古屋市緑区鳴海町 字神沢33-15	東名局	052-876-6006
			052-879-6400
愛知県学校給食総合センター	阿野町惣作87-1		92-3161
			92-8781
日本中央競馬会 中京競馬場	間米町敷田1225	総務課	052-623-2001
			052-629-1020

資料1-6 地質平面図



資料1-7 災害履歴一覧

風 水 害 等		地 震 災 害	
発生年月日	主 要 災 害	発生年月日	主 要 災 害
1714年8月8日	暴風雨・洪水	1891年10月28日	濃尾地震
1767年7月10日～12日	大雨・洪水	1944年12月7日	東南海地震
1779年8月20日～25日	大雨・暴風雨・洪水	1945年1月13日	三河地震
1850年7月21日～22日	暴風雨・洪水		
1850年8月3日～10日	大雨・暴風雨・洪水		
1881年9月13日	暴風雨・洪水		
1889年9月11日	台風		
1896年9月4日～11日	大雨・洪水		
1903年7月7日～9日	暴風雨		
1906年7月10日～16日	大雨		
1911年8月4日	台風		
1912年9月22日～23日	暴風雨・洪水		
1921年7月18日	大雨		
1921年9月25日～26日	暴風雨		
1921年10月29日	落雷・雹		
1925年8月14日～15日	大雨・洪水		
1927年6月～8月	かんばつ		
1930年9月28日	大雹		
1935年8月17日	落雷・突風・降雹		
1944年5月～7月	大かんばつ		
1952年7月10日～11日	集中豪雨		
1959年9月26日	伊勢湾台風		
1961年6月24日～27日	大雨・洪水		
1961年9月15日～16日	第2室戸台風		
1971年8月30日～31日	台風23号		
1972年9月16日～17日	台風20号		
1976年9月12日～13日	台風13号		
2000年9月11日～12日	東海豪雨		

資料1-8 平成12年東海豪雨の被害等一覧

区 分		あ ら ま し					
東海豪雨の概要		平成12年9月11日から12日に掛けて、日本付近に停滞していた秋雨前線は、台風14号からの暖かく湿った気流の流れ込みにより活動が活発となり、東海地方は愛知県を中心に記録的な大雨となった。 名古屋地方気象台が観測した降水量は、日最大1時間降水量97.0mm（11日18:06～19:06）、最大日降水量428.0mm（11日）、総降水量566.5mm（11日1:30～12日19:50）であり、いずれも統計開始以来最も高い値である。 このため市内を流下する河川においては急激に水位が上昇し、正戸川、皆瀬川で破堤、また井堰川等では護岸崩壊も発生し、多数の床上、床下浸水等の被害を受けた。					
雨量・水位		日最大1時間降水量74.5mm（11日21:00～22:00 於：豊明市消防本部） 総降水量：463.5mm（11日1:00～12日16:00 於：豊明市消防本部）					
災害対策本部の状況	9月11日 5:29	愛知県西部 大雨洪水警報発表					
	9月11日 5:40	第1次警戒配備態勢					
	9月11日 6:30	災害対策本部設置、関係職員の非常招集					
	9月19日 22:00	災害対策本部廃止					
被害状況	人的被害	重傷者2人 軽傷者3人					
	住家被害	半壊3棟 一部損壊1棟 床上浸水240棟 床下浸水533棟					
	非住家被害	床上浸水3棟					
	公共土木施設	道路	損壊2箇所	冠水1箇所	通行不能3箇所		
		河川	破堤3箇所				
				被害額	75,000千円		
	その他	崖崩れ 3箇所					
農産被害	水稻	130.29ha	被害額	93,533千円 (うち土砂流入5箇所 0.79ha)			
	大豆	4ha	被害額	1,120千円			
	野菜	7ha	被害額	3,240千円			
下水道施設	処理施設	1箇所	被害額	100,000千円			
公立学校施設	三崎小学校 体育館、校舎の一部 床上浸水 豊明中学校 第2棟1教室、配膳室 床上浸水 沓掛中学校 全校舎1階部分、体育館、武道場 床上浸水 運動場、校庭水没 被害額 学校施設合計 62,470万円						
避難状況	避難所名	対象地区名	種別	避難世帯数	避難者数	開設	閉鎖
	中央小学校	阿野、大久伝	自主	13	35	9/11 20時	9/13 17時
	大脇コミュニティセンター	大脇	自主	10	30	9/11 20時	9/12 10時
	栄中学校	大根	自主	1	3	9/11 20時	9/12 7時
	栄小学校	落合	自主	1	2	9/11 20時	9/12 7時30分
その他宿泊施設	中島集会所(宿泊のみ)		2	5	不明	不明	

資料1-9 豊明市ブロック塀等撤去事業費補助金交付要綱

平成30年7月31日

決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等におけるブロック塀等の倒壊による災害を防止するため、倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、豊明市ブロック塀等撤去事業費補助金に関し、豊明市補助金等交付規則（昭和48年豊明市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）による道路のほか、一般の用に供している不特定の者が通行する道路をいう。
- (2) ブロック塀等 組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）をいう。
- (3) 建替え ブロック塀等の撤去に伴い、地震に対して安全な構造となる生垣、フェンス等を新設することをいう。
- (4) 建築士等 一級建築士、二級建築士、木造建築士及びブロック塀診断士をいう。

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象は、道路及び公共施設に面し、地震発生時における倒壊又は転倒のおそれのあるブロック塀等（国、地方公共団体、公団、公社及び事業団体等が所有し、又は実施するもの及び基礎を除く高さが60センチメートル以下のものは除く。以下同じ。）の撤去事業並びに当該撤去事業に伴い実施する建替え事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 過去に同一の利用に供されている一団の土地につき、ブロック塀撤去事業費等に対する補助金又は交付金等の交付を受けたことがある場合
- (2) 当該補助事業の実施に当たり、他の補助金若しくは交付金等の交付を受けた、又は受ける予定がある場合（公共事業の補償等を含む。）
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定される道路に面する土地において、当該道路とみなされる部分に工作物を設置しようとする場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、関係法令又はこの要綱に違反する内容の事業を行う場合

3 ブロック塀等の撤去事業を実施する者は、撤去しようとするブロック塀等と同一の利用に供されている一団の土地につき、補助の対象となるブロック塀等を全て撤去するものとし、その一部を存置してはならない。ただし、当該撤去事業に伴い建替え事業を実施する者は、生垣、フェンス等を安全な基礎と緊結させる場合に限り、その新設に必要な範囲で、当該ブロック塀等における高さが40センチメートル以下の部分を存置することができる。

4 建替え事業を実施する者は、新設する生垣、フェンス等が、地震に対して安全な構造となることを建築士等に確認させなければならない。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内にブロック塀等を所有し、補助事業を行う者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 撤去事業 事業費又は撤去するブロック塀等の延長1メートル当たり2万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の3分の2（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）とし、一敷地につき20万円を限度とする。

- (2) 建替え事業 事業費又は新設する生垣若しくはフェンス等の延長 1 メートル当たり 2 万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の 3 分の 2(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。)とし、一敷地につき 16 万円を限度とする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、ブロック塀等撤去事業費補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等の位置図及び配置図
- (2) ブロック塀等の写真
- (3) 見積書の写し(補助事業の費用並びに工事業者の名称及び所在地が分かるものに限る。)
- (4) 補助事業に関する工事の内容が分かるもの
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、当該補助金の交付を決定し、ブロック塀等撤去事業費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第 8 条 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、ブロック塀等撤去事業変更等承認申請書(様式第 3 号)に第 6 条各号の書類を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 事業費の 20 パーセントを超える額の変更をしようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第 9 条 市長は、前条第 1 項による申請が適当であると認めたときは、ブロック塀等撤去事業変更等承認等通知書(様式第 4 号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告及び検査)

第 10 条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から 30 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の 2 月末日(これらの日が豊明市の休日を定める条例(平成元年豊明市条例第 30 号)に規定する市の休日に当たるときは、その直前の開庁日)のいずれか早い日までに、ブロック塀等撤去事業実績報告書(様式第 5 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 事業の完了を確認できる写真
- (2) 施工業者の請求書又は領収書の写し。ただし、請求書による場合は、補助金交付後、領収書の写しを提出しなければならない(施工業者の発行したものに限る。)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の確定)

第 11 条 市長は、前条のブロック塀等撤去事業実績報告書が提出された場合は、速やかに内容を審査し、適正に処理されたことを認めたときは、補助金の交付額を確定し、ブロック塀等撤去事業費補助金交付確定通知書(様式第 6 号)により、補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 前条による通知を受けた者は、当該通知を受領した日から 10 日以内に請求書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件その他関係法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 18 日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 2 月 3 日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係) (略)

様式第 2 号 (第 7 条関係) (略)

様式第 3 号 (第 8 条関係) (略)

様式第 4 号 (第 9 条関係) (略)

様式第 5 号 (第 10 条関係) (略)

様式第 6 号 (第 11 条関係) (略)

様式第 7 号 (第 12 条関係) (略)

資料1-10 防災重点農業用ため池一覧

令和5年1月1日現在

連番	ため池名	所在地	堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m ³)
1	若王子池	沓掛町若王子 7-1	10	358	500,000
2	勅使池	沓掛町勅使	7	510	834,000
3	濁池	間米町峠下	6	251	105,500
4	長間地池	沓掛町長間地	5	75	14,000
5	道池	沓掛町荒神ヶ根	5	110	21,000
6	洞窪洞池	沓掛町天白	3	70	3,795
7	荒巻上池	二村台 7 丁目	5	140	16,000
8	荒巻下池	西川町荒巻	7	169	27,000
9	皿池	市沓掛町恵畑	6	140	25,000
10	大原池	栄町大原	6	167	46,000
11	大蔵池	新栄町 3 丁目	7	135	61,000
12	金山池	沓掛町金山 45	4	80	7
13	三ツ池	栄町三ツ池下 69	4	170	20
14	天白池	沓掛町天白 24-1	1	25	1
15	住吉池	沓掛町住吉 4-1	4	79	3

第2 災害予防関係

資料2-1 豊明市自主防災組織設置要綱

平成15年2月6日
決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震その他の災害(以下「災害」という。)による被害の防止及び軽減を図るため、豊明市区設置に関する規則(昭和50年豊明市規則第6号)第2条に定める区又は町内会(以下「町内会等」という。)による自主防災組織の設置及び資機材の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「自主防災組織」とは、町内会等が災害に対処するために組織した団体で、区又は町内会単位の組織をいう。

(書類の提出)

第3条 自主防災組織を設置しようとする区長又は町内会長(以下「区長等」という。)は、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織設置届出書(様式第1号)
- (2) その他必要な書類

2 前項の書類は、当該年度の8月31日までに提出するものとする。

3 既に自主防災組織を設置した区長等は、組織の編成等に変更があった場合は、速やかに関係する書類を市長に提出しなければならない。

(資機材の貸与)

第4条 市長は、町内会等が自主防災組織を設置した場合は、別表に定める防災資機材貸与基準により、予算の範囲内において防災資機材を現物にて貸与するものとする。

2 市長は、地域の特殊性等により必要な場合は、自主防災組織に消火用ポンプ一式を貸与できるものとする。

(資機材貸与の申請手続)

第5条 防災資機材の貸与を受けようとする区長等は、防災資機材貸与申請書(様式第2号)を、市長に提出しなければならない。

(資機材貸与の決定)

第6条 市長は、防災資機材貸与申請書の提出があった場合は、その内容を審査し適正と認めた場合は、速やかに防災資機材貸与決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 防災資機材を受領した区長等は、速やかに防災資機材受領書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(資機材の維持管理)

第7条 区長等は、支給を受けた防災資機材の維持管理について、常に良好な状態に保たなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成24年1月30日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月28日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表(第4条関係)

防災資機材貸与基準

品名		100世帯未満	100世帯以上 200世帯未満	200世帯以上 300世帯未満	300世帯以上
収納用倉庫		1組	1組	1組	1組
10型消火器		10台	10台	10台	10台
ハンドマイク		1	1	2	2
ヘルメット		10	15	15	20
強力ライト		2	2	3	3
防水シート		2枚	3枚	4枚	5枚
バケツ		10	10	15	15
救助資材	担架	1台	1台	2台	2台
	25mロープ	1本	1本	1本	1本
	のこぎり	2本	2本	3本	3本
	バール	2本	2本	3本	3本
	ジャッキ	2個	2個	3個	3個
	大ハンマー	2本	2本	3本	3本
	万能ハサミ	1個	1個	1個	1個
	スコップ	2本	2本	3本	3本

様式第1号(第3条関係) 〈略〉

資料2-2 豊明市自主防災組織連合会設置要綱

平成24年11月15日
決裁

豊明市自主防災組織連合会活動事業補助金交付要綱(平成21年2月4日決裁)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 自主防災組織相互間の連携を密にし、市域の自主防災体制の充実、強化に資するため及び災害時における避難所の運営等、地域と行政の関係を円滑に保つために豊明市自主防災組織連合会(以下「連合会」という。)を組織し、運営する方法を定める。

(事業)

第2条 連合会は、災害時及び日常の災害対策又は啓蒙活動として次に掲げる事業を行う。

- (1) 避難所の開設及び運営を支援し、避難所において、避難者、区、学校及び市との調整を図ること。
- (2) 自主防災組織の活動を支援すること。
- (3) 市又は地域の開催する防災訓練、防災講演会等に参加し、運営を支援すること。
- (4) 防災リーダー、災害ボランティアコーディネーター等としての知識の習得に関すること。
- (5) 防災関係機関との連携に関すること。
- (6) 自主防災組織が調達する備品資機材や備蓄食料などを購入する際の助言に関すること。
- (7) その他連合会の活動のため必要な事項

(組織)

第3条 連合会は、各区の防災組織を代表として選出される理事27人以内で組織する。

2 理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員を選出)

第4条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

2 役員を選任は、理事の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、連合会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

5 監事は、連合会の会計を監査する。

(会議の招集及び議事)

第5条 連合会の会議は、理事会及び役員会とし、会長が招集する。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

3 役員会は、前条に規定する役員により構成する。

(部会)

第6条 連合会は、自主研究のため、理事会の下に部を置き、部会を開くことがで

きる。

(委任)

第7条 前3条に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

(補助金)

第8条 市長は、第2条の事業を実施するに当たり、連合会に対し補助金を交付することができる。

2 補助金の額は、予算の範囲内で定めるものとする。

(補助金の交付申請等)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付申請その他については、豊明市補助金等交付規則(昭和48年豊明市規則第34号)によるものとする。

(庶務)

第10条 連合会の事務局は、市民生活部防災防犯対策課に置く。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月7日)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

資料2-3 自主防災組織一覧

区名	町内会名	設立年度	区名	町内会名	設立年度	区名	町内会名	設立年度
東沓掛区	上高根	15	中島区	中島第1	16	桶狭間区	桶狭間1	17
	小所	15		中島第2	16		桶狭間2	17
	中川	15		中島第3	16		桶狭間3	17
	若王子	16		中島第4	16		桶狭間4	17
	藪田	16		中島第5	16	館区	館南	15
	下高根	16	阿野区	阿野東	15		館中	15
西沓掛区	山田	15		阿野西	15		館東	16
	徳田	15		阿野南	15		館北	16
	宿	15		阿野北	15		館西	16
	大同	15		阿野中	15	館新栄	16	
	山新田	16	上納	15	西区	仙人塚西	16	
	寺内	16	大脇区	大脇東		16	仙人塚東	16
	ひかり台団地	16		大脇西		16	競馬場東	16
	本郷	17		大脇中		16	前後西	16
	荒井	19		内山南		16	敷田	16
勅使台区	勅使台東	21		内山北	16	間米区	鶴根	15
	勅使台南	21	大根区	大根東	15		西鶴根	15
	勅使台西	21		大根西	15		榎山	15
	勅使台北	21		大根中	15		間米	15
西川区	西川	16		大根南	15		榎山台	23
	長田西	16		桜ヶ丘区	桜ヶ丘東	17	二村台1区	1丁目東
	長田東	16	桜ヶ丘西		17	1丁目西		16
	笹原西	16	桜ヶ丘南		17	二村台2区	2丁目東	18
	笹原東	16	桜ヶ丘北		17		2丁目西	18
	島原	16	桜ヶ丘上		17	二村台3区	3丁目北	15
三崎区	高鴨	17	桜ヶ丘中		17		3丁目中	15
	三崎	17	桜ヶ丘公団	17	3丁目南		15	
	社	17	坂部区	坂部東	15	3丁目東	15	
	井ノ花	17		坂部西	15	二村台4区	4丁目南	16
	中ノ坪南	17		坂部中	15		4丁目北	16
	中ノ坪北	17		坂部大代	15	二村台5区	5丁目西	15
	丸ノ内	17		坂部北	15		5丁目南	15
	坂部上	15	坂部北	15	5丁目中		15	
ゆたか台区	ゆたか台東	18	前後区	前後東	16	5丁目東	15	
	ゆたか台西	18		前後南	16	二村台6区	6丁目南	15
	ゆたか台中	18		前後北	16		6丁目中	15
吉池区	門先	15		前後中	16	6丁目北	15	
	吉池団地	17		前後ニュータウン	16	二村台7区	7丁目北	17
	吉池西	18	落合区	落合東	15		7丁目西	18
	子持松	19		落合西	15		7丁目東	18
	錦	19		落合南	15	27区	128町内会	計
	吉池東	19		落合北	15		大久伝区	
大久伝南	15	落合中	15					
大久伝西	15							
大久伝区	大久伝中東	15						
	ナビライフ	15						

資料2-4 指定避難場所・避難所一覧

1. 避難場所・避難所

No.	施設名	所在地	電話		施設	面積 (㎡)	指定区分
			F A X				
1	名古屋短期大学 グラウンド	栄町武侍 48	97-1306 98-1162		グラウンド付近	15,300	緊急(大火)
2	中京競馬場	間米町敷田 1225	名競 電話 052-623-7061 F A X 052-623-7067 J R A 電話 052-623-2001 F A X 052-629-1020		中京競馬場駐車場 敷田駐車場	52,165	緊急(大火)
3	勅使グラウンド	沓掛町勅使 1-1	93-5001 (福祉体育館)		グラウンド	42,995	緊急(大火)
4	中央公園	新田町吉池 3-1	—		公園	15,247	緊急(地震)
5	落合公園	新栄町三丁目 300	—		公園	10,605	緊急(地震)
6	唐竹公園	二村台 3丁目 2	—		公園	20,802	緊急(地震)
7	大原公園	栄町大原 1-1	—		公園	15,403	緊急(地震)
8	豊明小学校	阿野町茶屋浦29	97-0111	校舎	グラウンド	6,016	緊急(地震)
					管理棟①	1,688	—
			管理棟②	940			
			教室棟	1,478			
97-0424	屋内運動場	971	緊急(地震・洪水)、避難所				
9	中央小学校	新田町西筋38	92-0312	校舎	グラウンド	11,696	緊急(地震)
					教室棟①	1,479	—
			教室棟②		574		
			管理棟		1,947		
			92-9645	北教室棟	2,022		
			屋内運動場	971	緊急(地震・洪水)、避難所		
10	沓掛小学校	沓掛町一之御前16	92-0743	校舎	グラウンド	12,838	緊急(地震)
					管理棟①	2,630	—
			管理棟②		966		
			木造教室棟 第1棟		292 714		
			92-6497	屋内運動場	1,103	緊急(地震・洪水)、避難所	
			11	栄小学校	新栄町二丁目295	97-5710	校舎
管理棟①	1,863	—					
管理棟②	1,460						
教室棟①	2,717						
97-4843	教室棟②					1,822	
屋内運動場	971	緊急(地震・洪水)、避難所					
12	二村台小学校	二村台 7丁目 3	92-4821	校舎	グラウンド	11,362	緊急(地震)
					管理棟 ①②③	2,348	—
			管理棟④		497		
			南教室棟		970		
			教室棟①		1,566		
			教室棟②		1,010		
			教室棟③	252			
92-8092	屋内運動場	971	緊急(地震・洪水)、避難所				
13	大宮小学校	前後町大狭間1475	93-0911	校舎	グラウンド	7,547	緊急(地震)
					管理棟①	2,141	—
			管理棟②	1,129			
93-1538	屋内運動場	966	緊急(地震・洪水)、避難所				
14	共生交流プラザ	二村台 1丁目 27	57-1191	校舎	グラウンド	7,800	緊急(地震)
					管理棟	3,544	—
			教室棟	2,022			
57-1192	屋内運動場	966	緊急(地震・洪水)、避難所				
15	三崎小学校	三崎町三崎2-1	93-5111	校舎	グラウンド	7,169	緊急(地震)
					管理棟	2,825	—
			教室棟	1,555			
93-3596	屋内運動場	971	緊急(地震・洪水・土砂)、避難所				

第2 災害予防関係

No.	施設名	所在地	電話	施設	面積 (㎡)	指定区分	
			FAX				
16	舘小学校	栄町南舘 3-758	97-1235	グラウンド	11,086	緊急(地震)	
			97-4844	校舎 管理棟	12,075	—	
				屋内運動場	989	緊急(地震・洪水)、避難所	
17	豊明中学校	西川町横井 4-1	92-1321	グラウンド	26,117	緊急(地震)	
				校舎	管理棟①	1,806	—
					管理棟②	1,456	
					第2棟①	1,158	
					第2棟②	713	
					第3棟①	1,205	
			第3棟②		841		
			92-8079	集会室	366	緊急(地震・洪水)、避難所	
屋内運動場	2,543						
18	栄中学校	栄町殿ノ山 50	97-2648	グラウンド	15,288	緊急(地震)	
				校舎	管理棟	3,749	—
			教室棟		3,355		
19	沓掛中学校	沓掛町下山 1 ※2.0m以上区域内	93-3232	屋内運動場	1,652	緊急(地震・洪水)、避難所	
				校舎	グラウンド	19,960	緊急(地震)
					管理棟	2,500	—
			93-3976	教室棟①	2,849		
				教室棟②	1,096		
20	県立豊明高校	沓掛町海老池 10	93-1166	屋内運動場	1,555	緊急(地震)、避難所	
			93-1542	グラウンド	52,946	緊急(地震)	
21	福祉体育館	西川町笹原 26-1 ※0.2m以上区域内	93-5001	老人福祉センター (1階)	139	優先(高齢者)	
			93-3880	アリーナ (2階)	1,561		
22	青い鳥保育園	三崎町高鴨 1-1	92-6666	園舎	1,243.32	優先(高齢者・乳幼児・妊産婦)	
			92-6666				
23	二村台保育園	二村台 3丁目 1-1	92-1500	園舎	1,224.14	優先(高齢者・乳幼児・妊産婦)	
			92-1500				
24	舘保育園	栄町西大根 30-273	97-0800	園舎	1,097.97	優先(高齢者・乳幼児・妊産婦)	
			97-0800				
25	中部保育園	新田町門先 10-10 ※0.2m以上区域内	92-7667	園舎	1,314.56	優先(高齢者・乳幼児・妊産婦)	
			95-2331				
26	内山保育園	栄町内山 67-5	97-6336	園舎	1,038.50	優先(高齢者・乳幼児・妊産婦)	
			97-6336				
27	栄保育園	新栄町二丁目 333	97-1900	園舎	1,079.10	優先(高齢者・乳幼児・妊産婦)	
			97-1900				
28	南部保育園	栄町坂畑 100	97-2811	園舎	896.70	優先(高齢者・乳幼児・妊産婦)	
			97-2056				
29	西部保育園	間米町鶴根 1212-66	93-7781	園舎	905.50	優先(高齢者・乳幼児・妊産婦)	
			93-7781				
30	メイツ	沓掛町中川 81-2	91-1890	施設	849.54	専用(障がい者)	
			91-1886				
31	ゆたか苑	栄町大根 1-143	98-0471	施設	3,711.42	専用(障がい者)	
			98-0472				
32	豊明苑	栄町大根 1-143	98-2121	施設	3,235	専用(高齢者)	
			97-3034				
33	グループホーム ひびきの家	沓掛町東門 22-1	91-4001	施設	273.78	専用(高齢者)	
			91-4002				
34	グループホーム ぴいす	栄町大原 31-1	85-1710	施設	294.19	専用(高齢者)	
			85-1711				
35	グループホーム ファミリアおおくて	大久伝町南 58	93-5971	施設	248.27	専用(高齢者)	
			93-5971				
36	豊明老人保健施設	沓掛町棧敷 30-7	93-8411	施設	8,570.37	専用(高齢者)	
			92-4774				
37	豊明第2老人保健施設	沓掛町城塚 1	95-2110	施設	5531	専用(高齢者)	
			95-2207				
38	ケアタウン豊明	三崎町中ノ坪 24-8	93-0151	施設	1,956.95	専用(高齢者)	
			93-2207				
39	勅使苑	沓掛町勅使 8-105	95-0200	施設	3079	専用(高齢者)	
			95-0201				
40	くつかけホーム	沓掛町山新田 106	91-3700	施設	1,939.45	専用(高齢者)	
			92-8280				

(注1) No.1～3、20 及び30～40の施設は、災害協定による。

(注2) 所在地欄の※付きの部分は、「豊明市洪水避難地図」による境川等洪水時浸水想定浸水深である。

(注3) 指定区分欄は、次の略語で表示している。

○緊急(大火)：大規模な火事から安全を確保するための指定緊急避難場所

○緊急(地震)：地震から安全を確保するための指定緊急避難場所

○緊急(洪水)：洪水から安全を確保するための指定緊急避難場所

○緊急(土砂)：土砂災害から安全を確保するための指定緊急避難場所

○避難所：避難生活者を収容するための避難所

○優先(高齢者)：要介護高齢者を二次収容し、優先的な介助を行う福祉避難所

○優先(乳幼児・妊産婦)：乳幼児・妊産婦を二次収容し、優先的な介助を行う福祉避難所

○優先(障がい者)：障がい者を二次収容し、優先的な介助を行う福祉避難所

○専用(高齢者)：要介護高齢者を二次収容し、専門的な介助を行う福祉避難所

○専用(障がい者)：障がい者を二次収容し、専門的な介助を行う福祉避難所

資料2-5 災害用備蓄品一覧

1. 資機材等

(令和5年1月現在)

名称	防災倉庫 (基準数)	水防倉庫 (基準数)	消防署 南部出張所内 備蓄倉庫	左記以外 の倉庫 (基準数)	豊明中学校 栄中学校 (1校当り基準数)	沓掛中学校 各小学校 (1校当り基準数)
チェーンソー	-	6	-	-	1	1
一輪車	-	7	-	-	-	-
ジャッキ	4	-	-	-	5	2
バール	-	5	-	-	5	2
スコップ	-	86	-	-	5	2
のこぎり	-	10	-	-	6	4
大ハンマー	-	12	-	-	-	-
木槌	-	50	-	-	-	-
たこ槌	-	9	-	-	-	-
竹み	-	50	-	-	-	-
鉄鎚	-	9	-	-	-	-
斧	-	20	-	-	-	-
鉋(なた)	-	30	-	-	-	-
鎌	-	10	-	-	-	-
しの	-	25	-	-	-	-
ボルトクリッパー	-	6	-	-	-	-
ブルーシート	-	315	-	-	10	10
担架	2	-	-	-	2(館小)	1
ヘルメット	3	-	-	-	15	15
土のう袋	-	5,000	-	-	-	-
発電機	8	-	-	-	4	2
投光器	15	-	-	-	8	6
ストロングライト	10	-	-	-	4	2
浄水装置	4	-	-	14	-	-
テント	2	-	-	-	3	2
簡易トイレ	32	-	10	-	10	6
ハンソリ	5	-	-	15	-	-
リヤカー	-	8	-	-	3	2(館小×1)
ハンドマイク	16	-	-	-	10	3
毛布	95	-	330	1,180	1,140	670
鍋	4	-	-	15	-	-
まな板	-	-	-	-	6	3
包丁	-	-	-	-	6	3
ひしゃく	-	-	-	-	8	4
はし	7,700	-	-	-	1,000	500
スプーン	900	-	-	-	200	100
皿	4,370	-	-	-	1,000	500
紙コップ	2,250	-	-	-	1,000	500
汁用カップ	8,800	-	-	-	-	-
哺乳瓶	30	-	-	-	-	-
食品用手袋	800	-	-	-	600	300
子供用紙おむつ (新生児用)	1,740	-	-	-	-	-
(Sサイズ)	9,840	-	1,312	-	-	-
(Mサイズ)	5,220	-	2,436	-	174	174
(Lサイズ)	3,960	-	3,696	-	528	396
大人用紙おむつ (Mサイズ)	1,200	-	-	-	80	80
(Lサイズ)	1,020	-	-	-	68	68
生理用品	25,920	-	3,240	-	1,440	1,080

2. 食料等

(令和5年1月現在)

非常食	備蓄数	備考
白飯、五目ご飯、カンパン、クラッカー等	69,870食	・全避難者（在宅等・避難所）分を備蓄する。 ・1日2食を配分する。 ・備蓄量の5%（粉ミルクは10%）を食物アレルギー対応食とする。
保存水（500ml）	34,050本	
粉ミルク	11,28kg	

資料2-6 豊明市避難行動要支援者支援制度実施要綱

平成19年11月6日
決裁

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者、ひとり暮らし高齢者等の「要配慮者」が、災害時等における支援を地域のなかで受けられるようにするための制度を整備することにより、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(要援護者)

第2条 この要綱において「避難行動要支援者」とは、次に掲げる者のうち、災害時等における地域での支援(以下「支援」という。)を希望する者であつて、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意したものをいう。

- (1) 75歳以上のひとり暮らし高齢者
- (2) 75歳以上のみの世帯の高齢者
- (3) 介護保険法に基づく要介護状態3以上の高齢者
- (4) 身体障がい者1級又は2級の障がい者
- (5) 療育手帳の交付を受けた障がい者(A判定)
- (6) 精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者
- (7) その他特別の事情で避難支援を希望し、市長が認める者

(要配慮者の登録)

第3条 市長は、避難行動要支援者の支援を円滑に行うため、避難行動要支援者登録台帳(以下「登録台帳」という。)を整備する。

(登録の手続)

第4条 避難行動要支援者は、避難行動要支援者登録申請書兼登録台帳(別記様式。以下「登録申請書」という。)に必要事項を記入して、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申請を容易にするため、民生・児童委員を通じて避難行動要支援者の登録に必要な手続きをすることができるものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により提出された登録申請書を編集し、登録台帳とする。

(登録台帳の保管)

第5条 登録台帳は、市長が保管する。

(登録台帳の提供)

第6条 市長は、重大な災害時の支援に備えて、登録台帳の副本を民生・児童委員、豊明市社会福祉協議会、自主防災組織、区長及びその他市長が定める者(以下「避難支援等関係者」という。)に対し提供できるものとする。

(避難支援等関係者による支援)

第7条 避難支援等関係者は、前条により提供された登録台帳を災害時に活用し、避難行動要支援者の避難誘導、救出活動、安否確認等を行うことができるものとする。

(避難支援等関係者の義務)

第8条 避難支援等関係者は、前条の目的以外の目的で登録台帳を活用してはならない。ただし、民生・児童委員は、民生委員法(昭和23年法律第198号)第14条に規定する職務を遂行するために登録台帳を活用することができるものとする。

2 避難支援等関係者は、登録台帳に記載された個人情報及び支援時に知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。

3 避難支援等関係者は、支援時において登録台帳を紛失したときは、速やかに市長にその旨を報告しなければならない。

(登録事項の変更)

第9条 避難行動要支援者は、登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生・児童委員を通じて新たに登録申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項により再度登録申請書が提出されたときは、登録台帳を加除するものとする。

(制度の周知)

第10条 市長は、市広報等によりこの要綱に定める制度の周知を図るものとする。この場合において、避難支援等関係者は、当該周知に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月16日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月5日）

この要綱は、決済の日から施行する。

別記様式 〈略〉

資料2-7 浸水想定区域等に属する要配慮者利用施設一覧

令和4年10月1日現在

番号	施設名称	所在地	施設類型	土砂災害警戒区域	浸水想定区域	最大浸水深
1	特別養護老人ホーム 豊明苑	栄町大根 1-143	老人福祉施設	○		
2	ファミリアおおくて	大久伝町南 58	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設		○	3.0～5.0m
3	サンセットケア下高根	沓掛町下高根 329	有料老人ホーム		○	0.5～1.0m
4	豊明福祉会 メイツ	沓掛町中川 81-2	障害福祉サービス事業の用に供する施設		○	1.0～3.0m
5	豊明福祉会 えみふるの家	沓掛町中川 24	障害福祉サービス事業の用に供する施設		○	1.0～3.0m
6	豊明福祉会 フレンズ	沓掛町中川 85-2	障害福祉サービス事業の用に供する施設		○	1.0～3.0m
7	豊明福祉会 ふあーもにー	沓掛町中川 85-2	障害児通所支援事業の用に供する施設		○	1.0～3.0m
8	豊明福祉会 あびっと	新田町吉池 18-3	障害福祉サービス事業の用に供する施設		○	0.5～1.0m
9	就労継続支援B型事業所 ひだまり	阿野町上納 58-4	障害福祉サービス事業の用に供する施設		○	0.5～1.0m
10	就労継続支援B型事業所 あおぞら	沓掛町下高根 135-2、広坪地内	障害福祉サービス事業の用に供する施設		○	0.5～1.0m
11	就労継続支援B型事業所 Kamille	新田町吉池 16-16	障害福祉サービス事業の用に供する施設		○	1.0～3.0m
12	北部児童館	沓掛町泉 153-4	児童福祉施設		○	1.0～3.0m
13	コスモス児童館(コスモス児童クラブ)	新田町南山 82	児童福祉施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設		○	0.5～1.0m
14	むつみ保育園	阿野町西ノ海戸 19-2	児童福祉施設		○	1.0～3.0m
15	しらほ東部保育園	沓掛町小所 80	児童福祉施設		○	1.0～3.0m
16	豊明なかよし保育園	大久伝町西 53-10	児童福祉施設		○	1.0～3.0m
番号	施設名称	所在地	施設類型	土砂災害警戒区域	浸水想定区域	最大浸水深
17	中部保育園	新田町門先 10-10	児童福祉施設		○	1.0～3.0m

18	前原外科・整形外科 小児科	阿野町西ノ海戸 16-1	医療施設		○	3.0～5.0m
19	中央小学校	新田町西筋 38	小学校		○	0.5～1.0m
20	杓掛中学校	杓掛町下山 1	中学校		○	1.0～3.0m
21	吉池児童クラブ	新田町吉池 18-8	放課後児童健全育成 事業の用に供する施 設		○	0.5～1.0m
22	グッディホーム豊明	阿野町稲葉 19-2	障害福祉サービス事 業の用に供する施設		○※1	1.0～3.0m

※1 家屋倒壊等氾濫想定区域に該当

* 区域に該当する場合

* 浸水想定区域は、豊明市水害・土砂災害ハザードマップを基準とし、浸水深0.5m以上を対象とする。

* 老人憩の家、高等学校以上の学校、宿泊施設を有さず通所利用の医療施設等については対象外とする。

* 所有者、管理者または従業員が事業の拠点として活用し、利用者が直接その施設に滞在しない場合は対象外とする。

第3 災害応急対策関係

資料3-1 豊明市災害対策本部条例

昭和47年8月1日
条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、豊明市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部)

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、災害対策本部員のうちから、部員は、その他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて、部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて、部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年8月1日から施行する。

(廃止規定)

2 豊明町災害対策本部条例(昭和38年豊明町条例第7号)は、廃止する。

附 則(平成8年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料3-2 豊明市災害対策本部運営要綱

昭和58年10月27日
決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊明市災害対策本部条例(昭和47年豊明市条例第12号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき災害対策本部の組織及び運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 本部長は、市長をもって充て、災害対策本部の組織は、別表第1のとおりとする。

(副本部長)

第3条 条例第2条に規定する災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長及び市民生活部長をもって充てる。

(本部員)

第4条 条例第3条第3項に規定する災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、教育長及び部長の職にある者をもって充てる。

(業務分担)

第5条 災害対策本部の業務分担は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(本部員会議)

第6条 本部長は、災害対策の重要事項を協議するため本部員会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 会議は、本部長、副本部長及び各部長をもって構成する。

3 本部員が不在のときは、本部員の属する別表第1に規定する部の中から代理の者を出席させなければならない。

(協議事項)

第7条 会議は、次の事項について協議する。

- (1) 本部の配備態勢に関すること。
- (2) 気象情報・地震情報及び被害状況の分析並びに対策活動の基本方針に関すること。
- (3) 関係機関等への情報伝達及び応援要請に関すること。
- (4) 避難勧告及び災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に関すること。
- (5) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (6) その他災害対策上重要な事項に関すること。

(非常配備等)

第8条 市長は、豊明市地域防災計画に定める配備態勢の基準に該当する場合は、職員を警戒配備態勢又は非常配備態勢に付させるものとする。

2 職員は、非常配備態勢に移行した場合は、自席で待機し、庁内放送の指示によるものとし、執務時間外の場合は、各部長は、速やかに災害対策本部室に参集するものとする。

3 班員は、執務時間外に非常配備に付いたときは、速やかに班長に報告し、班長は、所属する部長に報告するものとする。

(人員及び状況掌握)

第9条 部長は、非常配備の際は常に部内の人員及び出動指令に基づく従事状況並びに被害の状態を掌握するとともに本部長に報告する。

2 事前指令による出動の場合も同様とする。

(出動指令)

第10条 本部長から発せられる出動指令は、本部連絡員又は本部員が班長を通じて伝達し、出動の際は必ず責任者を定めるものとする。

2 本部長は、必要に応じて災害対策本部の組織に基づく業務分担と異なる指令をすることができる。

(関係機関の要請)

第11条 各部長及び班長は災害の状況に応じて関係機関に協力を要請する必要があるときは、市民生活部長と協議し要請するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(昭和60年11月21日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(昭和63年8月30日)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の豊明市災害対策本部運営要綱の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則(平成3年2月8日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成3年11月14日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成4年5月15日)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の豊明市災害対策本部運営要綱の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成5年11月15日)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の豊明市災害対策本部運営要綱の規定は、平成5年10月1日から適用する。

附 則(平成6年2月8日)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成16年訓令第41号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月18日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 この要綱施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、改正後の豊明市災害対策本部運営要綱第3条及び別表第1の規定は適用せず、改正前の豊明市災害対策本部運営要綱(以下「改正前の要綱」という。)第3条及び別表第1の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の要綱第3条及び別表第1中「助役」とあるのは「副市長」とする。

附 則(平成19年6月29日)

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年1月31日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成22年1月27日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月14日)

この要綱は、平成22年5月27日から施行する。

附 則(平成25年2月6日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年8月17日)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成27年3月9日から適用する。

附 則(平成28年3月17日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月28日)

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成30年1月19日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月7日)

この要綱は、決裁の日から施行し平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和3年2月3日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和3年4月1日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和4年3月18日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する

別表第1(第2条関係)

災害対策本部組織表

本部長	市長	
副本部長	副市長、市民生活部長	
本部員	教育長、各部長、議会事務局長	
本部員会議庶務担当	防災防犯対策課、秘書広報課、総務課	
警戒配備態勢における部		
部及び部長等	部員(所属課)	
警戒本部事務局 ◎市民生活部長 ○行政経営部長 ○議会事務局長	指令担当	防災防犯対策課、総務課、市民協働課、税務課、債権管理課
	情報担当	秘書広報課、企画政策課、公共施設管理課、情報システム課、財政課、出納室、議事課、監査委員事務局
警戒避難部 ◎教育長 ○健康福祉部長 ○教育部長	市民課、地域福祉課、長寿課、健康推進課、新型コロナワクチン接種推進室、保育課、保険医療課、子育て支援課、学校教育課、学校支援室、学校職員(市費)、生涯学習課、図書館(出張所)	
警戒経済建設部	産業支援課、農業政策課、土木課、都市計画課、市街地整備課、下水道	

◎経済建設部長	課、環境課	
警戒消防部	消防団	
非常配備態勢における部及び班		
部及び部長等	班	班員（所属課）
災対行政経営部 ◎行政経営部長 ○会計管理者	情報班	秘書広報課、企画政策課、公共施設管理課、情報システム課
	会計班	財政課、出納室
災対市民生活部 ◎市民生活部長 ○議会事務局長	本部班	防災防犯対策課、総務課、市民協働課
	調査班	税務課、債権管理課
	市民班	市民課
	特命班	議事課、監査委員事務局
災対健康福祉部 ◎健康福祉部長 ○保健医療課長	高齢者班	長寿課
	福祉班	地域福祉課
	児童班	こども保育課、子育て支援課
	医療防疫班	保険医療課、健康推進課、新型コロナワクチン接種推進室
災対経済建設部 ◎経済建設部長 ○下水道課長	物流班	産業支援課、農業政策課
	土木班	土木課
	下水道・住宅班	都市計画課、市街地整備課、下水道課
	環境班	環境課
災対教育部 ◎教育長 ○教育部長	教育1班	学校教育課、学校支援室、学校職員(市費)
	教育2班	生涯学習課、図書館
災対消防部	消防団	消防団

(注1) ◎の付く者を部長、○の付く者を副部長とする。

(注2) 部員又は班員の欄において最も左側に記載のある課を主管課(室)とし、主管課(室)の課(室)長を班長とする。

(注3) 各部において最上段に記載のある班を部の主管班とする。

(注4) 部長は警戒配備態勢においては主管課(室)から非常配備態勢においては主管班から本部連絡員を指名し、本部員会議に派遣する。

(注5) 各部及び各班に配備する職員は、あらかじめ指名する。ただし、各部又は各班の配備職員に偏りがある場合は、調整を行う。

別表第2(第5条関係)
災害対策業務分担表

班名		事務分掌
警戒本部 事務局	指令 担当	1. 地震情報、気象警報等の収集及び伝達に関すること。 2. 本部室の設営及び本部員会議の庶務に関すること。 3. 国及び県への報告及び要請、他自治体との相互応援、協定団体等への協力要請並びに防災関係機関及び尾三消防組合との調整に関すること。 4. 災害対策の総合調整に関すること。(職員の配置、緊急輸送ネットワーク、臨時ヘリポートの配置、空地の応急利用等を含む) 5. 各地区の被災状況の調査に関すること。

	6. 消防団に関すること
情報担当	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通信機器、ネットワーク及び情報システムに関すること。 2. 本部室の設営及び本部員会議の庶務に関すること。 3. 災害広報及び報道対応に関すること。(災害時プレゼンターの設置を含む。) 4. 各部及び関係機関からの情報のとりまとめ(災害救助法の各種帳簿及び被災者台帳のとりまとめ含む。)並びに被害状況等の記録に関すること。
警戒避難部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民等の安否情報(避難所収容者名簿、要搜索者名簿等の取りまとめを含む。)に関すること。 2. 高齢者の救援に関すること。(要配慮者専用(優先)避難所の開設及び運営を含む。) 3. 障がい者の救援に関すること。(要配慮者専用(優先)避難所の開設及び運営を含む。) 4. 避難所の開設及び運営並びにそれらの取りまとめに関すること。
警戒経済建設部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防活動に関すること。 2. 道路、河川管理施設、橋りょう、水路、溜め池等の点検・調査、応急対策及び復旧に関すること。(緊急輸送道路の確保を含む。) 3. 下水道施設の点検、調査、応急措置及び復旧に関すること。
警戒消防部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防活動に関すること。 2. 避難・誘導に関すること。

別表第3 (第5条関係)

班名	事務分掌
情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通信機器、ネットワーク及び情報システムに関すること。 2. 災害広報及び報道対応に関すること。(災害時プレゼンターの設置を含む。) 3. 各部及び関係機関からの情報の取りまとめ(災害救助法の各種帳簿及び被災者台帳の取りまとめを含む。)及び被害状況等の記録に関すること。 4. 市職員の動員及び服務に関すること。 5. 災害対策従事職員の給与、食事、宿泊、健康管理その他関係業務に関すること。 6. 復興本部及び復興計画に関すること。
会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策に係る資金繰り及び経理に関すること。(災害救助法事務費の取りまとめ、精算等を含む。) 2. 被災者総合支援センターの開設及び運営に関すること。 3. 義援金の募集、受領及び保管に関すること。
本部班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地震情報、気象警報等の収集及び伝達に関すること。 2. 本部室の設営及び本部員会議の庶務に関すること。 3. 避難の勧告及び指示に関すること。 4. 輸送手段、燃料等の確保、配車及び緊急通行車両の届出に関すること。 5. 国、県への報告及び要請並びに他自治体との相互応援、協定団体等への協力要請、防災関係機関及び尾三消防組合との調整に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 6. 災害対策の総合調整に関する事。 (職員の配置、緊急輸送ネットワーク、臨時ヘリポートの配置、空地の応急利用等を含む) 7. 外国人の支援に関する事。 8. 消防団に関する事。 9. 災害派遣職員等の応援要請及び受入れに関する事。 10. 支援物資の調達及び供給に関する事。
調査班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 各地区の被災状況の調査に関する事。 2. 家屋被害認定調査及び被災証明に関する事。 3. 市税等 (国民健康保険税を除く。) の減免措置に関する事。
市民班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 市民等の安否情報 (避難所収容者名簿、要搜索者名簿等の取りまとめを含む。) に関する事。 2. 遺体の収容に関する事。 3. 埋火葬に関する事。
特命班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 本部長の特命事項の遂行に関する事。 2. 議会との連絡及び調整に関する事。
高齢者班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 高齢者の救援に関する事。 2. 要配慮者専用 (優先) 避難所の開設及び運営に関する事。
福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 障がい者の救援に関する事。 2. 要配慮者専用 (優先) 避難所の開設及び運営に関する事。 3. 災害ボランティアセンターとの連絡及び調整に関する事。 4. 義援金の配分及び支給に関する事。 5. 災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給及び災害援護資金等の貸付に関する事。
児童班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 在園児の救援に関する事。 2. 要配慮者優先避難所の開設及び運営に関する事。 3. 応急保育に関する事。
医療防疫班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 医療、助産及び救護に関する事。 2. 被災者の健康管理及び相談に関する事。 3. 防疫活動に関する事。 4. 国民健康保険及び国民年金の減免措置に関する事。
物流班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 応急給水及び水道施設に関する事。 2. 物資集積拠点の運営に関する事。 3. 農林業及び商工業の被害調査、応急対策及び復興に関する事。 4. 被災者の雇用に関する事。
土木班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 水防活動に関する事。 2. 道路、河川管理施設、橋りょう、水路、溜め池等の点検、調査、応急対策及び復旧に関する事。 (緊急輸送道路の確保を含む。) 3. 倒壊建物等の生き埋め被災者の救出等の協力に関する事。 4. 排水機場の管理に関する事。
下水道・住宅班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 下水道施設の点検、調査、応急措置及び復旧に関する事。 2. 被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関する事。 3. 造成宅地等の災害調査及び復旧指導に関する事。 4. 被災者に対する応急住宅等の供給に関する事。 5. 被災住宅の応急修理及び住居障害物の除去に関する事。 6. 災害復興に係る都市計画に関する事。
環境班	<ul style="list-style-type: none"> 1. し尿の収集及び処理に関する事。

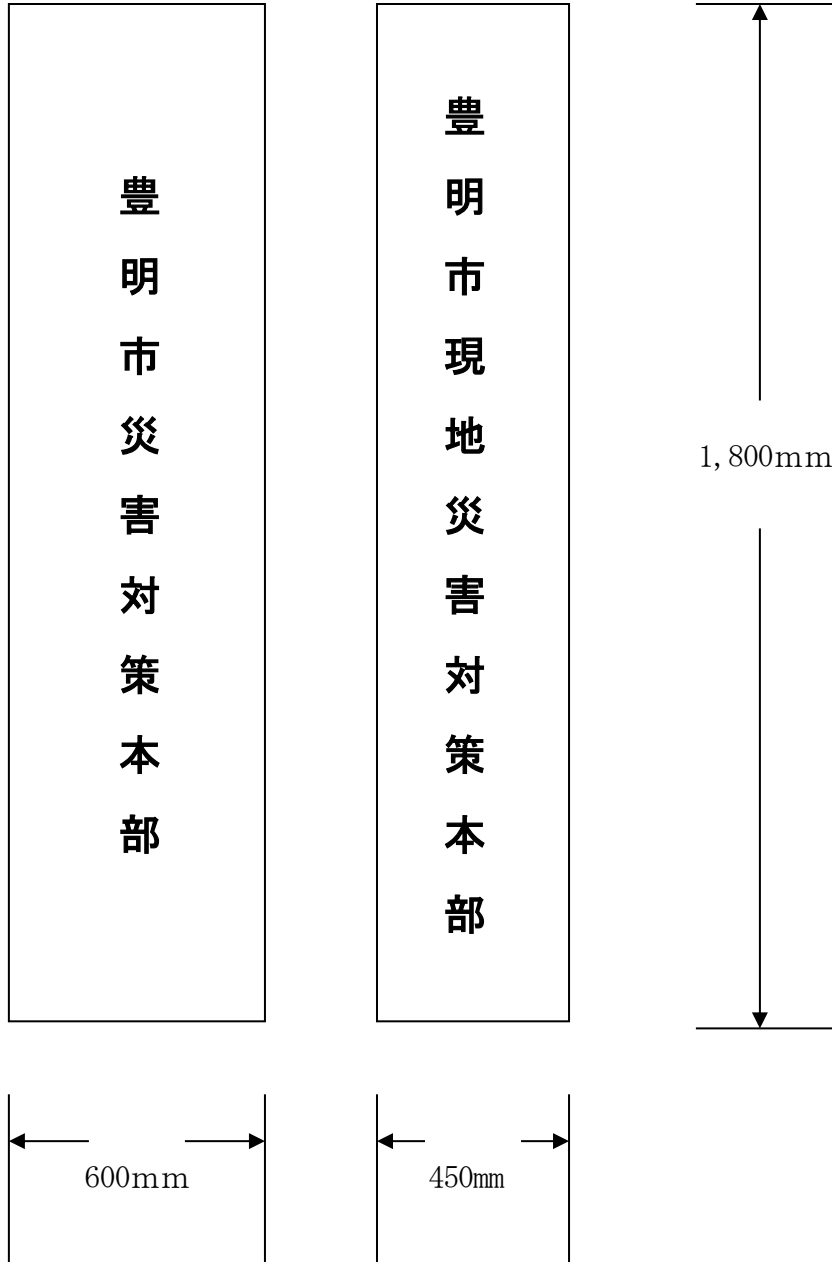
	<ol style="list-style-type: none"> 2. 仮設トイレの調達及び配置計画に関する事。 3. ごみ及びがれきの収集及び処理に関する事。 4. 災害時の環境保全（避難所等の消毒を含む。）に関する事。
教育1班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設及び運営並びにそれらの取りまとめに関する事。 2. 児童及び生徒の保護に関する事。 3. 応急教育に関する事。 4. 被災児童及び生徒の学用品の支給に関する事。 5. 学校施設等の点検、調査、応急対策及び復旧に関する事。
教育2班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設及び運営に関する事。 2. 臨時ヘリポートの開設に関する事。 3. 文化財等の被害調査及び復旧に関する事。
消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防活動に関する事。 2. 避難・誘導に関する事。
各部主管班共通 (本部連絡員)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部内の情報収集及び集約並びに本部事務局への報告に関する事。 2. 部内への指令等の伝達に関する事。 3. 部内の所掌事務の進捗管理に関する事。 4. 部内の体制等の調整及び本部事務局との調整に関する事。
各班共通	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管理施設の保全及び利用者の安全確保に関する事。 2. 管理施設の点検・調査、応急対策及び復旧に関する事。 3. 管理施設に災害対策拠点（避難所、救護所、物資配積拠点、臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置及び運営の協力に関する事。 4. 所掌事務に必要な情報の収集、伝達及び記録に関する事。 5. 所掌事務に必要な資機材の調達に関する事。 6. 所掌事務に係る機関及び団体との連絡及び調整に関する事。 7. 所掌事務に関する問合せ、相談等への対応に関する事。 8. 所掌事務に係る専門ボランティアとの連絡調整に関する事。 9. 遺体が多数に上る場合の遺体安置所の運営協力及び避難が長期化した場合の避難所運営の協力（派遣職員の全庁的ローテーション等）に関する事。
避難所開設職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害初期における担当避難所の開設及び運営に関する事。
避難所運営職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難が長期化した場合の担当避難所の運営に関する事。

資料3-3 豊明市災害対策本部の標識、腕章等

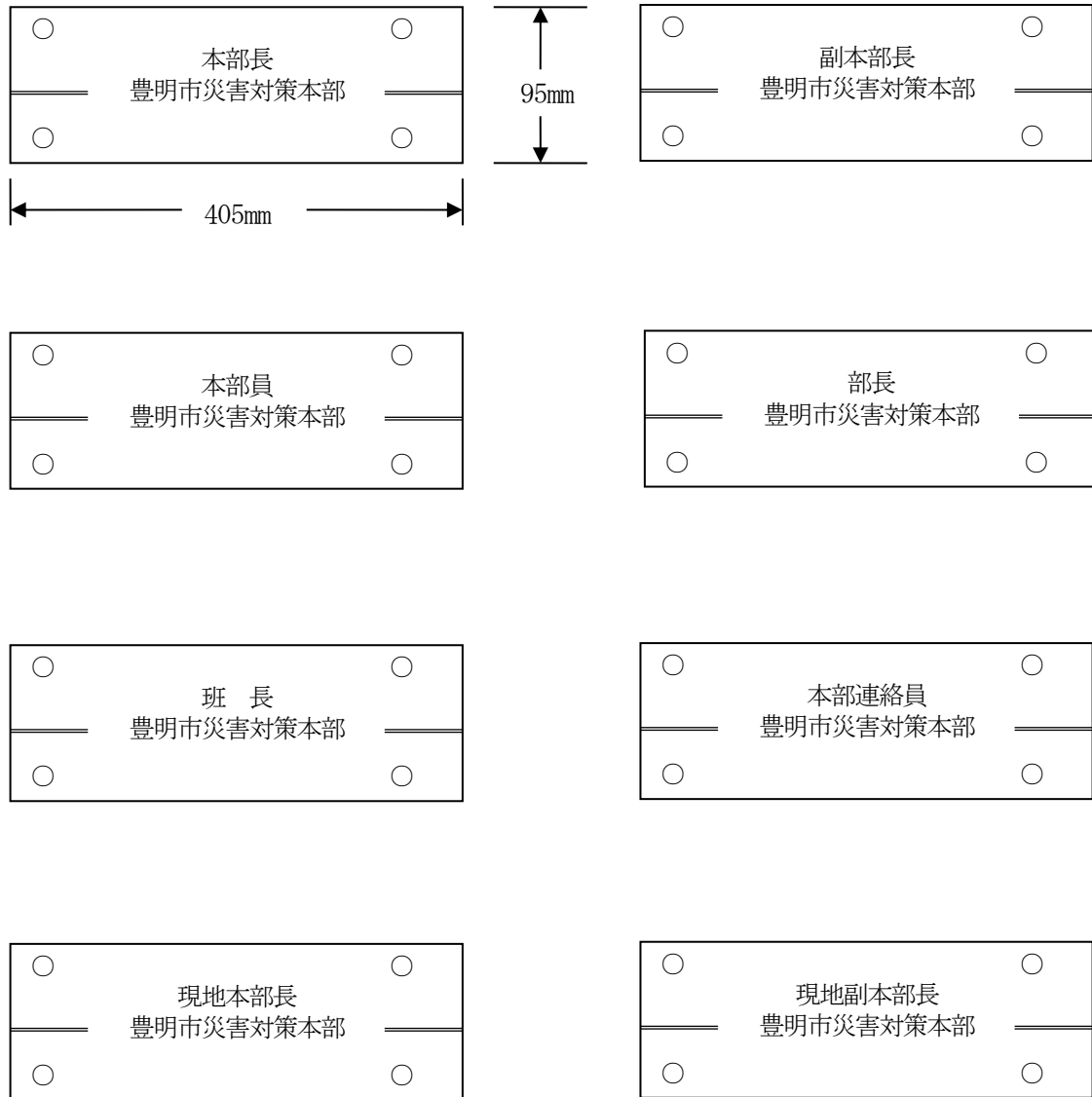
1. 標識

(災害対策本部)

(現地災害対策本部)



2. 本部長その他の職員の腕章



資料3-4 豊明市災害派遣手当等の支給に関する条例

昭和47年8月1日
条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員(以下「派遣職員」という。)に対する災害派遣手当(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条の規定により読み替えられた武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条の規定により読み替えられた新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)に関する事項を定めるものとする。

(災害派遣手当)

第2条 派遣職員が住所又は居所を離れて豊明市内に滞在することを要するときは、当該派遣職員に対し、別表に掲げる区分により災害派遣手当を支給する。

(支給方法)

第3条 前条に規定する災害派遣手当の支給方法は、豊明市職員に支給される諸手当の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年8月1日から施行する。

(廃止規定)

2 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例(昭和38年豊明町条例第9号)は、廃止する。

(経過規定)

3 この条例施行の際現に支給された手当については、この条例により支給された手当とする。

附 則(昭和51年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(平成8年条例第2号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第8号)

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の施行の日から施行する。

附 則(平成26年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)の施行の日から適用する。

別表

施設の利用区分	(1日につき) 公用施設又は これに準ずる施設	(1日につき) その他の施設
派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間		
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

資料3-5 非常時の消防部隊編成表

消防団本部 消防団長 消防副団長		第1分団	救助資機材搭載型積載車・可搬ポンプ 2台
		第2分団	救助資機材搭載型積載車・可搬ポンプ 2台
		第3分団	救助資機材搭載型積載車・可搬ポンプ 2台
		第4分団	救助資機材搭載型積載車・可搬ポンプ 2台
		第5分団	救助資機材搭載型積載車・可搬ポンプ 2台
		第6分団	救助資機材搭載型積載車・可搬ポンプ 2台
		第7分団	救助資機材搭載型積載車・可搬ポンプ 2台

資料3-6 豊明市防災行政無線局管理規程

令和3年3月24日
訓令第1号

豊明市防災行政無線局運用管理規程(平成2年豊明市訓令第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、豊明市防災行政無線局(以下「無線局」という。)の適正な管理について、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 同報系無線 地域住民に対し、防災情報等を伝達するための無線設備による通信系統をいう。
- (3) 同報系親局 同報系拡声子局に対し制御を行い、同時に同一内容の情報等を送信し、又は伝達する市庁舎内に設置する無線局をいう。
- (4) 同報系拡声子局 同報系親局から地域住民に対し、情報の伝達ができるように屋外に設置した無線設備をいう。
- (5) 移動系基地局 陸上移動局と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (6) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (7) 無線設備 無線通信、無線電話その他電波を送り又は受けるための電氣的設備をいう。
- (8) 無線管理者 無線局の運用統制を管理する者をいう。
- (9) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、法第41条の免許を受けた者をいう。

(無線管理者)

第3条 無線局の適正な運営を図るため、同報系親局及び移動系基地局に無線管理者を置く。

2 無線管理者は、防災防犯対策課長をもって充てる。

3 無線管理者は、無線局の事務を掌理し、無線従事者を指揮監督する。

(無線管理者の業務)

第4条 無線管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 無線局の管理運用及び監督に関すること。
- (2) 無線従事者の選任又は解任に関すること。
- (3) 無線局の開設、再免許及び無線設備の変更の申請及び届出に関すること。
- (4) 免許状及び備付書類の保管に関すること。
- (5) 無線設備、付属品及び予備品の保管及び設備に関すること。
- (6) 無線設備の定期点検に関すること。
- (7) 無線従事者の養成に関すること。
- (8) 無線従事者の教育訓練に関すること。
- (9) その他無線管理者が必要と認めた事項

(無線従事者の任務)

第5条 無線局に無線設備の操作を行うため、無線従事者を置く。

2 無線従事者は、無線管理者の命を受け、法に従って無線局の適正な運用に努めなければならない。

3 無線従事者は、無線管理者の命を受け、通信の操作及び無線設備を維持しなければならない。

(無線従事者の配置)

第6条 無線管理者は、常に無線従事者の適正な配置に留意するとともに、有資格者の確保に努めなければならない。

(備付書類)

第7条 無線管理者は、法第60条及び電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「法施行規則」という。)第38条の規定による書類のほか、無線局の管理に必要と認められる書類を備え付けておかなければならない。

(無線局の通常点検及び清掃)

第8条 無線従事者は、通常点検及び清掃を月1回以上行うものとする。

(無線局の運用管理)

第9条 無線局の運用管理は、法、法施行規則及び無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17号)に定めるもののほか、無線管理者の裁量とし、効果的にこれを行うものとする。

(通信の種類)

第10条 通信の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 非常通信 地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生のおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- (2) 緊急通信 平常時において早急に連絡しなければならないと判断される通信をいう。
- (3) 一斉通信 同一事項について、2以上の相手方と同時に行う通信をいう。
- (4) 試験通信 無線設備の保守点検等のために試験的に行う通信をいう。
- (5) 普通通信 前各号以外の通信

(通信の優先順位)

第11条 通信の優先順位は、次のとおりとする。

第1順位 非常通信

第2順位 緊急通信

第3順位 一斉通信

第4順位 試験通信又は普通通信

(通信統制)

第12条 無線管理者は、災害その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあると認めるとき又は特に必要があると認めるときは、普通通信を制限し、必要な措置をとることができる。

(無線従事者の選解任)

第13条 無線管理者は、無線従事者が異動した場合は、遅滞なく無線従事者選解任届を東海総合通信局長に提出しなければならない。

(定期点検)

第14条 無線管理者は、無線局の正常な機能の維持に努めるとともに、年2回以上無線設備の点検及び整備を行わなければならない。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

資料3-7 豊明市防災行政無線局運用要綱

令和3年2月3日
決裁

豊明市防災行政無線局取扱要綱(昭和60年11月30日決裁)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊明市防災行政無線局運用管理規程(令和3年豊明市訓令第1号)第15条の規定に基づき、豊明市防災行政無線局(以下「無線局」という。)の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(放送する情報)

第2条 無線局より通信放送する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合等の非常事態に関する情報
- (2) 全国瞬時警報システムによる情報
- (3) 災害応急対策又は災害復旧等緊急を要する情報
- (4) 官公署その他の公共機関からの災害対策に関する情報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要とする情報

(災害時における通信体制)

第3条 無線管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、通信の確保に必要な措置をとらなければならない。

- (1) 県下に気象、地象及び水象に関する注意報が発表されたとき。
- (2) 県下に気象、地象及び水象に関する警報が発表されたとき。
- (3) 大地震に関する情報が発表されたとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が警戒体制を命じたとき。

(通信の範囲)

第4条 無線局通信範囲は次に定めるところによる。

- (1) 災害情報並びに災害についての予報、警報及び災害発生のおそれがあるもの
- (2) 陸上移動局にて行う行政事務並びに市が行う各種行事の連絡及び協力に関するもの
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるもの

(通信方法)

第5条 通信は、無線局運用規則(昭和25年電波管理委員会規則第17号)第4章の規定により行うものとする。

(通信の原則)

第6条 通信を行うときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 1回の通信が3分を超えないように必要最小限の無線通信を行うこと。
- (2) 無線通信に使用する用語は、暗号及び隠語を使用せず、できるかぎり簡潔であること。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付してその出所を明らかにすること。
- (4) 相手局を呼び出すときは、通信が行われていないことを確かめた上で送信すること。
- (5) 無線通信は、正確に行うものとし、通信に誤りがあったことを知ったときは、直ちに訂正すること。

(運用時間)

第7条 無線局の運用は、原則として常時とするが、必要のない場合は、閉局とすることもできる。ただし、この場合は、無線管理者の承認を得るものとする。

(混信等の防止)

第8条 無線局の使用開始に当たっては混信を避けるため、他局の通信を聴守し、かつ、混信を与え

ないことを確かめなければならない。ただし、非常通信等緊急を要する通信については、この限りでない。

(通信訓練)

第9条 無線管理者は、無線局の効果的運営を図るため、年1回以上所属職員に対し通信訓練及び機器の取扱いについて研修を実施しなければならない。

(機器等の通常点検)

第10条 無線従事者は、通常次に掲げる事項を励行し、無線局の機能維持に努めなければならない。

- (1) 無線機は、定期的に試験通話を行い、動作状態を確かめること。
- (2) 機器周辺の防水又は防塵に留意し、無線機の点検及び清掃を行うこと。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。(機器等の通常点検)

資料3-8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

令和4年4月1日

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与 終了に伴う解体撤去及 び土地の原状回復のた めに支出できる費用 は、当該地域における 実費。		するための施設を設置できる。 (50戸未満であっても小規模な 施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人 以上収容する「福祉仮設住宅」を 設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に 準じる 2 基本額地域の実情に応じ た額	災害発生の 日から速や かに借上 げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、 礼金、仲介手数料、火災保険等、 民間賃貸住宅の貸主、仲介業者と の契約に不可欠なものとして、地 域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同 様。
炊き出しそ の他による 食品の給与	1 避難所に収容さ れた 者 2 住家に被害を受 け、 若しくは災害によ り現に炊事のでき ない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の 日から7日 以内	食品給与のための総経費を延給食日 数で除した金額が限度 額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供 給	現に飲料水を得るこ とができない者(飲 料水及び炊事のため の水であること。)	当該地域における通常の実 費	災害発生の 日から7日 以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	全半壊(焼)、流 失、床上浸水等によ り、生活上必要な被 服、寝具、その他生 活必需品を喪失、若 しくは毀損等により 使用することができ ず、直ちに日常生活 を営むことが困難な 者	1 夏季(4月～9月)冬季 (10月 ～3月)の季別は災害発 生の日 をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の 日から10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評 価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごと に加算
全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班...使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所...国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	

学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700円 中学生生徒 5,000円 高等学校等 5,500円	災害発生の日から （教科書）1ヵ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）213,800円以内 小人（12歳未満）170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班輸送費、 2 人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

<p>輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)</p>	<p>避難者の避難に係る支援</p>	<p>当該地域における通常の実費</p>	<p>救助の実施が認められる期間以内</p>	<p>災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費</p>
<p>実費弁償</p>	<p>災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者</p>	<p>災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める</p>	<p>救助の実施が認められる期間以内</p>	<p>時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額</p>
<p>救助の事務を行うのに必要な費用</p>	<p>1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費</p>	<p>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p>	<p>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内</p>	<p>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</p>
<p>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p>				

資料3-9 災害協定一覧

1. 他市町村等

協定名	締結先市町村等名	支援内容
災害応援に関する協定	瀬戸市、尾張旭市、日進市、東郷町、長久手市 (平成8年8月30日)	<input type="checkbox"/> 災害時の各種応援
東海道五十三次市区町災害時相互応援協定	品川区、大田区、横浜市、大磯町、小田原市、箱根町、函南町、三島市、清水町、長泉町、藤枝市、掛川市、袋井市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、甲賀市、湖南市、草津市、大津市(全21市区町) (平成9年12月4日) (平成21年1月1日) (平成28年4月1日)	<input type="checkbox"/> 生活必需品の提供及びその供給に必要な資機材の提供 <input type="checkbox"/> 救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 <input type="checkbox"/> 応急、復旧活動に必要な職員の派遣 <input type="checkbox"/> その他特に必要と認められた要請
航空機を用いた市町村等の消防支援協定	県及び県内全市町村、消防組合 (令和4年4月1日)	<input type="checkbox"/> 防災航空隊の派遣
災害時における避難所に関する覚書	東郷町 (平成24年3月26日)	<input type="checkbox"/> 災害時における東沓掛区若王子地内の住民の町立兵庫小学校体育館への避難者受け入れ
災害時における一時避難場所及び避難所開設に関する協定	愛知県立豊明高等学校 (平成25年1月29日)	<input type="checkbox"/> グラウンドを一時避難場所として使用すること <input type="checkbox"/> 体育館を避難所として使用すること
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定	県内全市町村及下水道管理者 (平成26年1月1日)	<input type="checkbox"/> 災害時の一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合 <input type="checkbox"/> 災害時の一般廃棄物処理又は下水道処理に支障が生じた場合
災害時等相互応援に関する協定	長野県木曾郡上松町 (平成28年5月16日)	<input type="checkbox"/> 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等の必要な資機材の提供 <input type="checkbox"/> 食料及び生活必需物資並びにその提供に必要な資機材の提供 <input type="checkbox"/> 職員の派遣
災害時等相互応援に関する協定	豊根村 (平成28年9月30日)	<input type="checkbox"/> 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等の必要な資機材の提供 <input type="checkbox"/> 食料及び生活必需物資並びにその提供に必要な資機材の提供 <input type="checkbox"/> 職員の派遣
災害時等相互応援に関する協定	島根県雲南市 (平成29年1月12日)	<input type="checkbox"/> 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等の必要な資機材の提供 <input type="checkbox"/> 食料及び生活必需物資並びにその提供に必要な資機材の提供 <input type="checkbox"/> 職員の派遣

愛知県東尾張地区における災害時相互協定	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町（平成29年7月31日）	<input type="checkbox"/> 食糧、飲料及び生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供 <input type="checkbox"/> 被災者の救出、医療、防疫、施設 の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 <input type="checkbox"/> 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 <input type="checkbox"/> 救援、医療、防疫、資機材及び物資搬送等、応急復旧活動等に必要な職員の派遣 <input type="checkbox"/> ボランティアの斡旋 <input type="checkbox"/> 応援可能市の管理する住宅等への被災者の受入れ
愛知県防災行政用無線局協定書	愛知県 （平成30年4月1日）	<input type="checkbox"/> 無線局の運用及び管理
愛知県震度情報ネットワークシステムの管理・運営に関する覚書	愛知県、尾三消防組合 （平成30年4月1日）	<input type="checkbox"/> 震度情報の利用
災害発生時における協力に関する協定書	豊ヶ岡学園 （平成2年3月25日）	<input type="checkbox"/> 地域に居住する住民などの避難所の提供 <input type="checkbox"/> 防災関係機関の活動拠点の提供 <input type="checkbox"/> 災害対策上必要な協力
災害発生時における避難所利用に関する覚書	豊ヶ岡学園 （平成2年3月25日）	<input type="checkbox"/> 災害時、施設の一部を避難所として、前後西町内会の住民を受け入れ（要配慮者優先）
災害時における災害対策本部設置に関する覚書	尾三消防組合 （令和3年1月8日）	<input type="checkbox"/> 市の災害対策本部が開設できない場合の代替施設としての使用
災害時等における施設利用に関する協定書	尾三消防組合 愛知県舞台運営事業協同組合 （令和3年3月8日）	<input type="checkbox"/> 災害時等における広域消防応援部隊の活動拠点としての施設利用

2. 防災関係機関その他

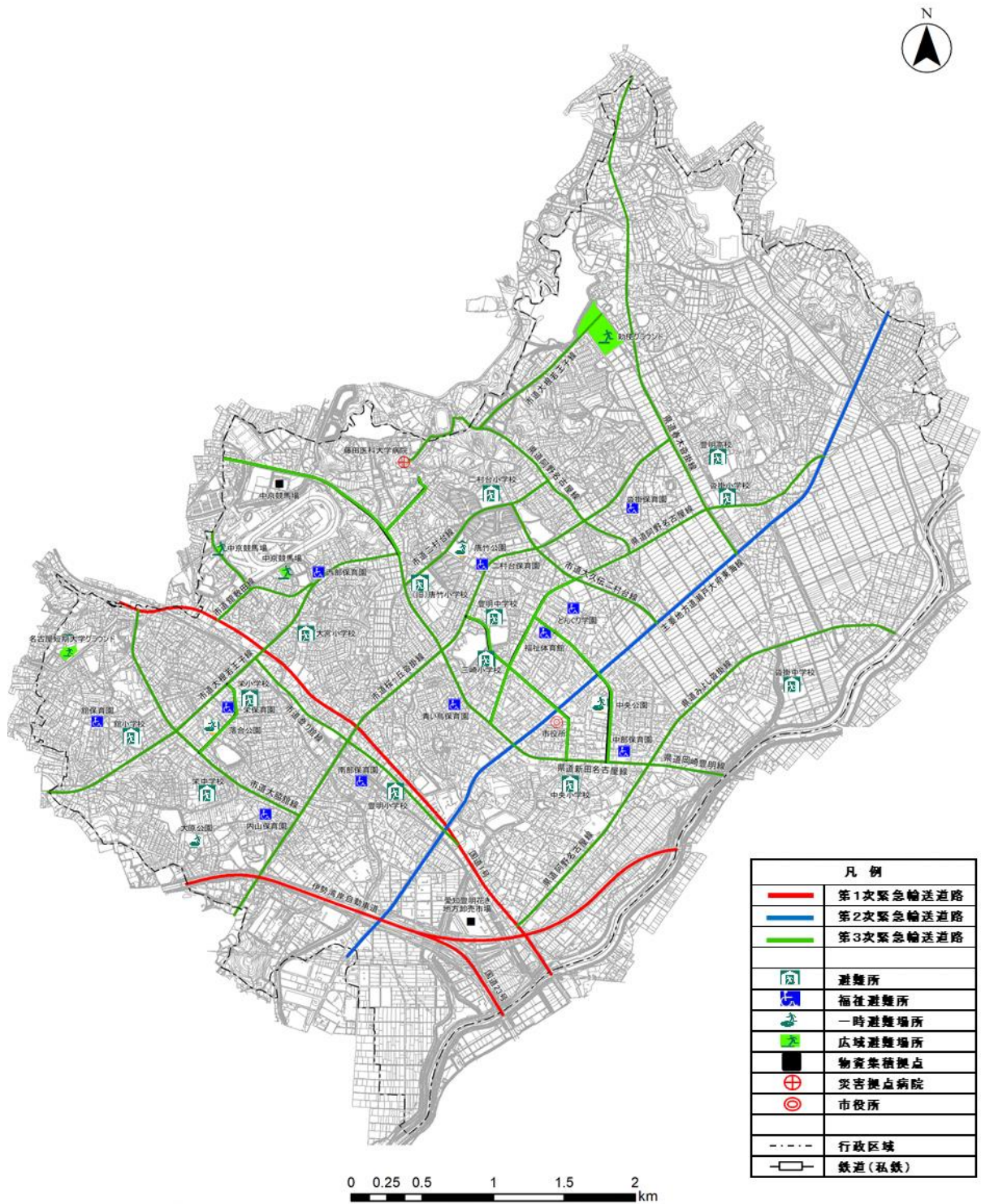
協定名	締結先機関等名	支援内容
郵便物等災害支援協力覚書	豊明郵便局 （平成10年4月1日）	<input type="checkbox"/> 災害の各種応援 <input type="checkbox"/> 道路被害情報
中京競馬場の災害拠点としての使用に関する覚書	日本中央競馬会中京競馬場 名古屋競馬（株） （令和4年4月1日）	<input type="checkbox"/> 中京競馬場の緊急避難場所等としての施設の使用 <input type="checkbox"/> 中京競馬場における活動・応援物資の配送拠点としての施設の使用
広域避難場所覚書	学校法人 桜花学園 （平成15年4月1日）	<input type="checkbox"/> 桜花学園大学保育学部・名古屋短期大学キャンパスの広域避難場所等としての施設の使用
物資配送拠点覚書	愛知豊明花き流通組合 （平成15年4月1日）	<input type="checkbox"/> 愛知豊明花き市場の物資配送拠点等としての施設の使用 <input type="checkbox"/> 愛知豊明花き市場における活動・応援物資の配送拠点
災害応急業務協力協定	愛知県石油商業組合名古屋 第7地区 （平成16年7月1日）	<input type="checkbox"/> 情報の提供 <input type="checkbox"/> 資機材の提供燃料の供給
災害時物資調達に関する協定書	フジパン（株）豊明工場 （平成17年3月1日）	<input type="checkbox"/> 食料品の提供

協定名	締結先機関等名	支援内容
災害時生活用水供給協定	フジパン(株)豊明工場 (平成17年3月1日)	<input type="checkbox"/> 生活用水(井戸水)の提供
災害時物資調達に関する協定書	あいち尾東農業協同組合 (平成17年3月10日)	<input type="checkbox"/> 食料品(米)・物資・ゴミ袋の提供
物資等の緊急輸送協定	株式会社毛受建材 (平成29年11月16日)	<input type="checkbox"/> 物資(生活用水等)の緊急輸送
災害時応急生活物資等の協力に関する供給協定	名古屋勤労市民生活協同組合(平成22.3.21名称変更) 生活協同組合コープあいち (平成26年7月22日)	<input type="checkbox"/> 食料品(米)・物資の提供
災害時における放送要請協定	中部ケーブルネットワーク株式会社 (平成17年9月1日)	<input type="checkbox"/> 災害時における放送要請 <input type="checkbox"/> 河川等監視映像のテレビ放送
災害時における避難所施設利用に関する覚書	社会福祉法人豊明福祉会 (メイツ) (平成18年8月1日)	<input type="checkbox"/> 知的障害者(児)向け避難所としての施設の使用
災害時における避難所施設利用に関する覚書	社会福祉法人福田会 (ゆたか苑、豊明苑) (平成23年2月1日)	<input type="checkbox"/> 身体障害者向け避難所としての施設の使用
災害時における物資提供に関する協定	コカ・コーライーストジャパン株式会社 (平成23年7月1日)	<input type="checkbox"/> 救援物資(飲料水)の提供
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部整備局 (平成23年8月1日)	<input type="checkbox"/> 重大な災害発生時又は発生の恐れがある場合において、各種の情報交換をする
災害時の応急対策の協力に関する基本協定書	社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 (平成24年7月2日)	<input type="checkbox"/> 災害の予防並びに災害時の応急対策の協力
地震等大規模災害時における災害廃棄物の収集運搬の協力に関する協定	トヨタケユニティ株式会社 (平成25年5月30日)	<input type="checkbox"/> 災害時に一時的に大量発生する生活用品(家具・家電等)、し尿・浄化槽汚泥の廃棄協力
災害時における物資調達に関する協定	寿がきや食品株式会社 (平成25年12月13日)	<input type="checkbox"/> 救援物資(食料品及び市が指定する物資)の提供
災害時の医療救助に関する協定書	東名古屋豊明市医師会 (平成24年3月1日) 豊明市薬剤師会 (平成24年8月1日) 愛豊歯科医師会 (平成24年10月1日)	<input type="checkbox"/> 救護所の開設等
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人愛知県産業資源循環協会 (平成25年10月25日)	<input type="checkbox"/> 災害時に発生する災害廃棄物の撤去及び収集運搬
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社 (平成26年3月13日)	<input type="checkbox"/> 豊明市の防災情報の掲載

協定名	締結先機関等名	支援内容
災害時における緊急物資輸送等に関する協定	ヤマト運輸株式会社 (平成26年3月25日)	<input type="checkbox"/> 緊急物資輸送手段の提供等
災害時における避難所としての施設利用に関する協定	グループホームひびきの家他 全市内9施設 (平成26年12月18日)	<input type="checkbox"/> 災害時に施設の一部を要配慮者等の避難所として提供
豊明市災害時における遺体の安置等の協力に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会 (平成27年3月4日)	<input type="checkbox"/> 遺体を安置する施設等の提供
愛知用水管理用道路の避難経路としての使用に関する協定	独立行政法人水資源機構 (平成27年3月16日)	<input type="checkbox"/> 災害時に広域避難場所までの避難経路として提供
豊明市災害時における応急対策業務に関する協定書	豊明建設業協会 (平成27年6月15日)	<input type="checkbox"/> 建設資機材、労力の提供
豊明市災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン (平成28年3月17日)	<input type="checkbox"/> 災害時の地図製品等の供給
災害における物資提供等に関する協定	王子コンテナ株式会社名古屋工場 (平成28年8月1日)	<input type="checkbox"/> 段ボールベッド、段ボールパーテーション、段ボールトイレ
災害時における液化石油ガス等の優先供給等に関する協定	愛知県LPGガス協会中央支部愛豊分会 (平成28年11月21日)	<input type="checkbox"/> 液化石油ガス <input type="checkbox"/> 液化石油ガス用コンロ
豊明市災害時資機材等の提供に関する協定	豊明花き株式会社 (平成29年3月21日)	<input type="checkbox"/> 災害時における運搬用フォークリフト、台車及びパレットの提供並びに運転者等の派遣
豊明市災害時における物資調達に関する協定	株式会社サンフレッシュルーム (平成29年6月12日)	<input type="checkbox"/> 災害救助に必要な食糧、飲料の調達、供給等
災害発生時における豊明市と豊明市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社豊明郵便局 日本郵便株式会社豊明前後郵便局 日本郵便株式会社豊明新栄郵便局 日本郵便株式会社豊明団地内郵便局 日本郵便株式会社豊明吉池郵便局 (平成29年7月6日)	<input type="checkbox"/> 緊急車両の提供 <input type="checkbox"/> 災害特別事務取扱及び援護対策 <input type="checkbox"/> 郵便局ネットワークを活用した広報活動 <input type="checkbox"/> 道路等の情報提供 <input type="checkbox"/> 避難所における郵便物の取集・交付等
災害時における提供協力に関する協定	株式会社アペックス (平成29年7月18日)	<input type="checkbox"/> 自動販売機内の飲料を災害救援物資として提供
豊明市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携に関する協定	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (平成29年7月25日)	<input type="checkbox"/> 市民サービスの向上及び地域社会の活性化を推進
豊明市災害時における応急対策業務に関する協定	豊明造園組合 (平成29年7月27日)	<input type="checkbox"/> 車両、資機材及び労力等の提供
豊明市災害時における物資配送等に関する協定	株式会社名孝高速 (平成29年10月12日)	<input type="checkbox"/> 災害時における救援・支援物資の避難所等への配送、救援・支援物資の保管及び公用車等への燃料の供給

協定名	締結先機関等名	支援内容
災害時等における生活物資等の確保及び調達に関する協定書	株式会社スギ薬局 (平成30年3月19日)	<input type="checkbox"/> 生活物資等(のみ薬、外用薬、医療用具等)の確保及び調達
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社名古屋支店 (平成30年4月1日)	<input type="checkbox"/> 特設公衆電話の設置及び利用の提供
災害時緊急用地等の管理に関する協定書	名古屋競馬株式会社 (平成30年4月11日)	<input type="checkbox"/> 災害時緊急用地の借用
豊明市災害時におけるレンタル資機材等の提供及び運搬等に関する協定書	西尾レントオール株式会社 豊明建設業協会 (平成30年7月12日)	<input type="checkbox"/> レンタル資機材等の提供及び資機材等の運搬・運転
災害時における家屋被害認定業務に関する協定書	公益社団法人愛知県建築士事務所協会 公益社団法人愛知建築士会 愛知県土地家屋調査士会 公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会 (令和2年5月29日)	<input type="checkbox"/> 家屋の被害認定業務について会員の派遣
豊明市災害時における宿泊施設の提供に関する協定書	ビジネスホテルいずみ(有限会社 泉商事) ビジネスホテル光陽(有限会社 中島ハイツ) (令和2年6月2日)	<input type="checkbox"/> 宿泊施設の提供
災害時における法律相談業務等に関する協定書	愛知県弁護士会 (令和2年6月22日)	<input type="checkbox"/> 災害時の法律相談会等の開催における弁護士の派遣
豊明市災害時における応急対策業務及び緊急物資輸送に関する協定書	サンワリユーツ株式会社 (令和2年7月7日)	<input type="checkbox"/> 特殊作業用車両による応急対策業務 <input type="checkbox"/> 支援物資等の避難所への配送
豊明市災害時における物資調達に関する協定書	株式会社コノミヤ東海事業本部 (令和2年9月16日)	<input type="checkbox"/> 食料、飲料、生活用品の調達・供給
災害時における車両等の提供に関する協定書	愛知トヨタ自動車株式会社 名古屋トヨペット株式会社 トヨタカローラ名古屋株式会社 ネットトヨタ東海株式会社 ネットトヨタ中部株式会社 (令和2年12月22日)	<input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド車等の電力供給が可能な自動車の貸与
災害時等における施設利用に関する協定書	シンコースポーツ株式会社名古屋支店 豊明市社会福祉協議会 (令和3年2月3日)	<input type="checkbox"/> 災害応急対策時の施設利用
災害時における相互連携に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社 (令和3年3月10日)	<input type="checkbox"/> 災害時における早期復旧のための相互連携

資料3-10 緊急輸送道路網図



資料3-11 ヘリコプター臨時離着陸地点一覧

名称	所在地	施設管理者	機種別名			備考 巾m×長m
			大型	中型	小型	
中央公園	新田町吉池 3-1	市長	○			100×100
唐竹公園	二村台 3丁目 2	市長	○			120× 70
中京競馬場	間米町敷田 1225	名古屋競馬	○			300×100
花き市場	阿野町三本木 121	組合長			○	100× 40 (昼間のみ)
豊明中学校	西川町横井 4-1	市長	○			100× 90

資料3-12 ヘリコプター臨時離着陸地点の基準・表示要領

<p>ヘリポート 可能箇所</p>		
<p>離着地点及び無障害地帯の基準 ※ () は夜間の場合</p>		
<p>小型機 [OH-6] の場合</p>	<p>中型機 [HU-1] の場合</p>	
<p>中型機 [UH-60J] の場合</p>	<p>大型機 [CH-47] の場合</p>	
<p>● 受入れ時の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 離着地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。 ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。 砂塵の舞い上がる時は、散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。 ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="255 1500 670 1971"> <p>石灰等で標示、積雪時は墨汁、絵の具等で明瞭に標示</p> </div> <div data-bbox="925 1500 1356 1971"> <p>(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚</p> <ul style="list-style-type: none"> 生地は繊維 型は円形帯 </div> </div>		

資料3-13 消防施設公設防火水槽一覧表

令和3年1月1日現在

連番	設置場所	耐震性等	容量
1	杓掛町住吉3 上高根児童遊園	耐震性(鋼鉄)	40t
2	杓掛町上高根99-2		20t
3	杓掛町薬師ヶ根38-2		20t
4	杓掛町下高根29-1		27t
5	杓掛町下高根41-3 西側	耐震性(コンクリート現場)	45t
6	杓掛町下高根316 下高根公園	耐震性(コンクリート現場)	45t
7	杓掛町中川189-2		46t
8	杓掛町川部15-1		43t
9	杓掛町山新田82-2		45t
10	杓掛町葎廻間31-1		40t
11	杓掛町勅使8-53 勅使小規模老人憩の家		45t
12	杓掛町徳田94 徳田老人憩の家南側		20t
13	杓掛町徳田131-2 徳田集会所西側		23t
14	杓掛町松本34-1 北側	耐震性(鋼鉄)	40t
15	杓掛町徳田池下76-1 徳田公園	耐震性(コンクリート現場)	45t
16	杓掛町五反田31-127 ひかり台集会所	耐震性(コンクリート現場)	40t
17	杓掛町東本郷1-1	耐震性(コンクリート現場)	40t
18	杓掛町東本郷170		54t
19	杓掛町東本郷122-3 2分団詰所	耐震性(コンクリート現場)	45t
20	杓掛町西本郷117 東側市道		45t
21	杓掛町森元6 諏訪神社駐車場	耐震性(コンクリート現場)	45t
22	杓掛町宿29 鹿島神社		45t
23	杓掛町宿189-2 宿公民館	耐震性(鋼鉄)	40t
24	杓掛町寺内74-2 南側		45t
25	杓掛町井ノ上22-2 烏ヶ根公園	耐震性(鋼鉄)	40t
26	杓掛町石畑203-1 神明広場	耐震性(鋼鉄)	40t
27	杓掛町下高根35 下高根公会堂	耐震性(鋼鉄)	40t
28	杓掛町森元17 聖應禅寺	耐震性(鋼鉄)	45t
29	杓掛町荒井8-4 荒井老人憩の家南側市道		45t
30	杓掛町小廻間16-92 勅使台内調整池	耐震性(コンクリート現場)	40t
31	杓掛町荒井19-1 荒井公園		45t
32	杓掛町小廻間16-395 勅使台集会所	耐震性(コンクリート現場)	40t
33	杓掛町小廻間6-63 勅使台西公園	耐震性(コンクリート現場)	40t
34	杓掛町川部58-1 白山社	耐震性(鋼鉄)	40t

連番	設置場所	耐震性等	容量
35	杓掛町藪田 63 山神社	耐震性(鋼鉄)	40t
36	杓掛町泉 153-4 北部児童館	耐震性(鋼鉄)	40t
37	西川町善波 11-1 えびす公園	耐震性 (コンクリート現場)	45 t
38	西川町善波 4-1 西川公園	耐震性 (コンクリート現場)	45 t
39	西川町笹原 21-9 笹原公園	耐震性 (コンクリート現場)	40 t
40	西川町横井 11-1 横井公園	耐震性 (コンクリート現場)	40 t
41	西川町笹原 26-1 福祉体育館		45 t
42	西川町長田 9-1 長田公園	耐震性 (コンクリート現場)	40 t
43	西川町広原 28-1 文化会館	耐震性(鋼鉄)	40 t
44	三崎町中ノ坪 19-1 中ノ坪公園		40 t
45	三崎町三崎 13-6 三崎小学校グラウンド南側		31 t
46	三崎町ゆたか台 1-1 県営ゆたか台住宅 5 棟		45 t
47	三崎町高鴨 1-4 高鴨公園		40 t
48	三崎町ゆたか台 24		45 t
49	三崎町高鴨 14-4 三崎総合会館駐車場		40 t
50	三崎町社 7-11 三交住宅児童遊園地		40 t
51	三崎町高鴨 8-1 井ノ花公園	耐震性 (コンクリート現場)	45 t
52	三崎町井ノ花 3-1		45 t
53	三崎町社 17-1		40 t
54	三崎町丸ノ内 3-1 丸ノ内公園	耐震性 (コンクリート現場)	40 t
55	三崎町井ノ花 14 狐穴公園	耐震性(鋼鉄)	40 t
56	新田町広長 15-1 吉池団地東児童遊園	耐震性 (コンクリート現場)	40 t
57	新田町広長 11-1 吉池団地西児童遊園	耐震性 (コンクリート現場)	40 t
58	新田町門先 3-1 吉池公園		40 t
59	新田町吉池 3-1 中央公園		40 t
60	新田町吉池 23-3		40 t
61	新田町子持松 2-1 郷中公園		40 t
62	新田町西筋 38 中央小学校		50 t
63	新田町森西 76-5 北側		27 t
64	新田町中ノ割 3 中央化工機棟	耐震性(鋼鉄)	40 t
65	新田町大割 92-1 中立電機棟		45 t
66	新田町南山 84-6 南側		26 t
67	新田町森西 13-6 中島八剣社	耐震性(鋼鉄)	40 t
68	新田町吉池 18-3 豊明総合福祉会館	耐震性(鋼鉄)	40 t
69	新田町中ノ割 211 中ノ割公園	耐震性(鋼鉄)	40 t
70	新田町南山 282 みなみやま公園	耐震性(鋼鉄)	40 t

連番	設置場所	耐震性等	容量
71	新田町吉池3-1 中央公園 (飲料水兼用貯水槽)	飲水兼用耐震性(鋼鉄)	100 t
72	大久伝町中13-8		90 t
73	大久伝町中5-4		45 t
74	大久伝町南15-8		45 t
75	大久伝町西60-1 新田公園		45 t
76	大久伝町南13-1 大久伝公園	耐震性(鋼鉄)	40 t
77	大久伝町東100-1 大久伝八幡社	耐震性(鋼鉄)	40 t
78	阿野町上石田177		45 t
79	阿野町上納98-3		45 t
80	阿野町東阿野124	無蓋	100 t
81	阿野町寺内104		50 t
82	阿野町寺内14-3		40 t
83	阿野町稲葉71-15 セトル豊明パークサイドⅡ		40 t
84	阿野町出口30-1		40 t
85	阿野町新切31-1 南側		24 t
86	阿野町林ノ内69-1	無蓋	33 t
87	阿野町林ノ内19 阿野公会堂		40 t
88	阿野町明定65-2 西側	無蓋	38 t
89	阿野町明定98 北側	無蓋	25 t
90	阿野町長根76	耐震性(鋼鉄)	40 t
91	阿野町茶屋浦12-5 豊明小学校グラウンド西側	耐震性	45 t
92	阿野町新切91	耐震性(コンクリート2次)	40 t
93	阿野町寺内56-4 第4分団詰所	耐震性(鋼鉄)	40 t
94	阿野町東阿野50 阿野八剱社境内東側	耐震性(鋼鉄)	40 t
95	阿野町北上ノ山地内 稚池公園駐車場	耐震性(鋼鉄)	40 t
96	阿野町平地102 平地公園	耐震性(鋼鉄)	40 t
97	栄町梶田7-5	無蓋	36 t
98	栄町上ノ山30-6 西側	無蓋	32 t
99	栄町寺前88	無蓋	282 t
100	栄町大蔵下地内 大蔵下公園	耐震性(鋼鉄)	40 t
101	栄町南館182-2 館北児童遊園地		40 t
102	栄町南館3-1054 東側市道		50 t
103	栄町南館59-36 館中公園		40 t
104	栄町坂畑176 坂畑公園	耐震性(鋼鉄)	40 t
105	栄町新左山1-769 (株チューゲン北側)	耐震性(コンクリート2次)	40 t
106	栄町新左山1-770 (株小菅製作所北側)	耐震性(コンクリート2次)	40 t

連番	設置場所	耐震性等	容量
107	栄町新左山1-732 新左山公園	耐震性(コンクリート2次)	40t
108	栄町新左山1-778 株松尾製作所北側	耐震性(コンクリート2次)	40t
109	栄町新左山1-791 株トヨタケユニティ南側	耐震性(コンクリート2次)	40t
110	栄町大原1-1 大原公園	耐震性(鋼鉄)	40t
111	栄町南館125-73 泉団地児童公園	耐震性(鋼鉄)	40t
112	栄町山ノ田112 南部児童館	耐震性(鋼鉄)	40t
113	栄町大原18-8 大根公民館	耐震性(鋼鉄)	40t
114	前後町鎗ヶ名1867 坂部公民館	耐震性(鋼鉄)	40t
115	前後町善江1718-1 前後会館駐車場	耐震性(コンクリート2次)	40t
116	前後町仙人塚1747-61 ホワイトタウン公園	耐震性(コンクリート現場)	40t
117	前後町仙人塚1750-369	耐震性(コンクリート現場)	40t
118	前後町善江1735 パルネス1号館歩道	耐震性(コンクリート2次)	100t
119	前後町仙人塚1750-437 仙人塚西公園	耐震性(コンクリート2次)	40t
120	前後町宮前1504-2 前後老人憩の家北側	耐震性(鋼鉄)	40t
121	前後町三ツ谷1287 西池公園	耐震性(鋼鉄)	40t
122	新栄町二丁目62 小松公園		40t
123	新栄町七丁目377 山ノ神公園		45t
124	新栄町六丁目220 はざま公園		45t
125	新栄町三丁目300 落合公園	耐震性(鋼鉄)	40t
126	新栄町一丁目73-1 落合会館	耐震性(鋼鉄)	40t
127	新栄町四丁目133 石塚公園	耐震性(鋼鉄)	40t
128	新栄町三丁目376-2 豊明消防署南部出張所	耐震性(コンクリート)	40t
129	間米町鶴根1187-74 メンバーズタウン鶴根公園	耐震性(コンクリート2次)	40t
130	間米町榎山889-17 榎山公園	耐震性(鋼鉄)	40t
131	二村台1丁目7 八ツ屋公園	耐震性(コンクリート2次)	40t
132	二村台4丁目19 森裏公園	耐震性(コンクリート2次)	40t
133	二村台7丁目13 皿池公園	耐震性(コンクリート2次)	40t
134	二村台2丁目32 善波公園	耐震性(鋼鉄)	40t
135	二村台2丁目10 池浦公園	耐震性(鋼鉄)	40t
136	二村台3丁目2 唐竹公園	耐震性(鋼鉄)	40t
137	二村台7丁目47 荒巻池水辺公園	耐震性(鋼鉄)	40t

第4 東海地震対策関係

資料4-1 豊明市地震災害警戒本部条例

平成14年6月27日
条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、豊明市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、警戒本部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(2) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(3) 市の教育委員会の教育長

(4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(5) 市長が特に必要と認めた者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所轄事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例の定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料4-2 豊明市地震災害警戒本部要綱

平成15年3月27日
決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊明市地震災害警戒本部条例(平成14年豊明市条例第17号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、豊明市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(警戒本部の設置)

第2条 警戒本部は、原則として豊明市役所内に置く。

(警戒副本部長)

第3条 条例第2条第3項に規定する副本部長は、副市長及び市民生活部長とする。

2 副本部長が、豊明市地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)の職務を代理する順序は、副市長、市民生活部長の順位によるものとする。

(警戒本部員及び本部職員)

第4条 条例第2条第5項に規定する警戒本部員(以下「本部員」という。)は別表第1に定める者をもって充てる。

2 条例第2条第7項に規定する警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、豊明市職員定数条例(昭和51年豊明市条例第1号)第2条に規定する職員とする。

(本部員会議)

第5条 本部長は、地震防災応急対策について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、会務は本部長が総理する。

3 本部員会議の招集通知を受けた本部員が、やむを得ない事情により出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(警戒本部事務局)

第6条 警戒本部に警戒本部事務局(以下「事務局」という。)を置く。

2 事務局は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地震防災応急対策等の基本的事項に関すること。
- (2) 地震防災応急対策等に関し、警戒本部の各組織及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 地震予知情報等の収集及び伝達に関すること。
- (4) 警戒宣言、地震予知情報等の広報に関すること。
- (5) 本部員会議に関すること。
- (6) その他地震防災応急対策等に関すること。

3 事務局には、指令担当、情報担当の各部署を置く。

4 事務局の組織は、別表第2のとおりとする。

5 事務局の統括は、市民生活部長が当たるものとし、各部署の長は市民生活部長が指名する。

6 事務局において収集し、伝達する地震予知に関する情報等の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 警戒宣言及び地震予知情報等
- (2) 避難状況等
- (3) 地震防災応急対策等の実施状況
- (4) 道路交通情報
- (5) 公共機関の対策情報
- (6) その他の関係情報

7 前項に規定する地震予知等に関する情報等の収集及び伝達の要領は、別に定めるところによる。

8 事務局の庶務は、防災防犯対策課、秘書広報課、総務課において処理をする。

(部)

第7条 条例第3条第1項の規定に基づき、別表第3に掲げる部を置き、同表に掲げる組織をもって充てる。

2 部に属すべき本部職員は、部を構成する組織の職員とする。

3 部は、地震防災応急対策等の実施の推進に当たっては、相互に協力し、緊密な連絡の下に的確かつ円滑に行われるようにしなければならない。

4 前各項に規定するもののほか、部の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

(地震警戒配備態勢)

第8条 警戒本部の各組織は、別に定める規準に基づき、地震警戒配備態勢を整備し、地震防災応急対策等の円滑な実施及び協力を図るものとする。

(特別な事務等の処理)

第9条 本部長は、必要と認めるときは、この要綱において定めるもののほか、必要な組織を設置し、又は職員を指定して事務を処理させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年訓令第39号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月18日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 この要綱施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、改正後の豊明市地震災害警戒本部要綱第3条及び別表第1の規定は適用せず、改正前の豊明市地震災害警戒本部要綱(以下「改正前の要綱」という。)第3条及び別表第1の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の要綱第3条及び別表第1中「助役」とあるのは「副市長」とする。

附 則(平成19年6月29日)

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年1月31日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成22年1月27日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月6日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年8月17日)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成27年3月9日から適用する。

附 則(平成27年8月17日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月28日)

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成30年1月19日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する

附 則 (平成31年3月26日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月7日)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年4月1日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和4年3月18日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

豊明市地震災害警戒本部員

本部長	市長
副本部長	副市長、市民生活部長
本部員	行政経営部長、市民生活部長(兼務)、健康福祉部長、経済建設部長、議会事務局長、教育長、教育部長
本部員会議庶務担当	防災防犯対策課、秘書広報課、総務課

別表第2(第6条関係)

警戒本部事務局の組織

担当	局員(所属課)	事務分掌
指令担当	防災防犯対策課、総務課、市民協働課、税務課、債権管理課	1. 地震情報、気象警報等の収集、伝達に関する事。 2. 本部室の設営、本部員会議の庶務に関する事。 3. 国及び県への報告及び要請、他自治体との相互応援、協力団体等への協力要請並びに防災関係機関及び尾三消防組合との調整に関する事。 4. 災害対策の総合調整に関する事。(職員の配置、緊急輸送ネットワーク、臨時ヘリの配置、空地の応急利用等含む) 5. 各地区の被災状況の調査に関する事。 6. 消防団に関する事。
情報担当	秘書広報課、企画政策課、情報システム課、財政課、出納室、議事課、監査委員事務局	1. 通信機器・ネットワーク及び情報システムに関する事。 2. 本部室の設営、本部員会議の庶務に関する事。 3. 災害広報、報道対応に関する事。(災害時プレスセンターの設置含む。) 4. 各部、関係機関からの情報の取りまとめ(災害救助法の各種帳簿及び被災者台帳の取りまとめ含む。)並びに被害状況等の記録に関する事。

別表第3(第7条関係)

部の組織

部及び部長等	部員(所属課)	事務分掌
--------	---------	------

警戒避難部 ◎教育長 ○健康福祉部長 ○教育部長	市民課、地域福祉課、健康推進課、新型コロナウイルスワクチン接種推進室、こども保育課、保険医療課、子育て支援課、学校教育課、学校支援室、学校職員(市費)、生涯学習課、図書館	1. 市民等の安否情報（避難所収容者名簿、要搜索者名簿等の取りまとめ含む）に関すること。 2. 高齢者の救援に関すること。（要配慮者専用（優先）避難所の開設及び運営含む。） 3. 障がい者の救援に関すること。（要配慮者専用（優先）避難所の開設及び運営含む。） 4. 避難所の開設及び運営並びにそれらの取りまとめに関すること。
部及び部長等	部員（所属課）	事務分掌
警戒経済建設部 ◎経済建設部長	産業支援課、農業政策課、土木課、都市計画課、市街地整備課、下水道課、環境課	1. 水防活動に関すること。 2. 道路、河川管理施設、橋りょう、水路、溜め池等の点検・調査、応急対策及び復旧に関すること。（緊急輸送道路の確保を含む。） 3. 下水道施設の点検・調査、応急措置及び復旧に関すること。
警戒消防部	消防団	1. 消防活動に関すること。 2. 避難・誘導に関すること。

(注1) ◎の付く者を部長、○の付く者を副部長とする。

(注2) 部員の欄において最上段の最も左側に記載のある課を主管課とする。

(注3) 部長は、部の主管課から本部連絡員を指名し、本部員会議に派遣する。

第5 風水害等対策関係

資料5-1 重要水防箇所一覧

1 河川

水系名	河川名	位置	岸別	地名	延長(m)	重要度	選定理由	摘要(水防工法)
境川	皆瀬川 (県管理区間)	4.5k + 50m ～4.7k + 50m	左岸	豊明市前後町五軒屋 (名鉄本線より上流)	200	A	堤防高不足	(積土のう工)
	普通河川天王川 (市管理区間)		右岸	豊明市新田町郷下 (県道岡崎豊明線下流150m)	150	A	堤防高不足	(積土のう工)

2 ため池

ため池名	地名	延長(m)	重要度	理由	管理者	摘要(水防工法)
若王子池	豊明市沓掛町若王子	362	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
勅使池	豊明市沓掛町勅使2-1	510	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
荒巻上池	豊明市二村台7丁目46	140	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
荒巻下池	豊明市西川町荒巻102	169	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
皿池	豊明市沓掛町恵畑1	140	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
長間地池	豊明市沓掛町長間地44	75	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
道池	豊明市沓掛町荒神ケ根1	110	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
洞洼洞池	豊明市沓掛町天白17	70	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
金山池	豊明市沓掛町金山45	80	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
三ツ池	豊明市栄町三ツ池下69	170	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
天白池	豊明市沓掛町天白24-1	25	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
松本池	豊明市沓掛町松本38	60	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工

資料5-2 洪水予報・水防警報発表河川

河川名	水位観測所名	基準水位 (T. P. m)				河川管理者
		水防団 待機水位	出動水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	
境川	泉田 (左岸7.33km付近)	3.10	4.35	4.65	5.20	尾張 建設事務所

(注) 水防法第11条第1項(洪水予報)及び第16条第1項(水防警報)の規定に基づき、河川管理者である県が(洪水予報については気象庁と共同で)発表し、本市を含め関係水防管理団体である市(刈谷市、豊田市、大府市、知立市、東浦町及び関係消防機関)等に通知される。

資料5-3 土砂災害危険箇所・区域等一覧

1. 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

令和4年1月16日現在

名称 (区域番号)	所在地	種類	特別警戒区域	避難場所	避難路
社-1 (229-K-001)	三崎町社	急傾斜地の崩壊	有り	三崎小学校	二村台島原線
坂下-1 (229-K-002)	沓掛町一之御前	急傾斜地の崩壊	有り	沓掛小学校	
大根-1 (229-K-003)	栄町大根	急傾斜地の崩壊	有り	栄中学校	
坊主山-1 (229-K-004)	沓掛町坊主山	急傾斜地の崩壊	有り	沓掛小学校	
峠下-2 (229-K-005)	間米町鶴根	急傾斜地の崩壊	有り	共生交流プラザ	
榎山-2 (229-K-006)	間米町榎山	急傾斜地の崩壊	有り	大宮小学校	

2. 急傾斜地崩壊危険区域・箇所

令和4年1月16日現在

箇所番号	所在地	崩壊により被害が及ぶ人家・公共建物		斜面区分	斜面高	避難場所	備考
		戸数	公共建物				
110452	沓掛町一之御前	0		自然	6m	沓掛小学校	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域
110453	三崎町社	10		自然	9m	三崎小学校	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域
120141	二村台7丁目	6		人工	7m	二村台小学校	
120142	栄町大根	1	特養ホーム豊明苑	人工	6m	栄中学校	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域
210286	沓掛町坊主山	1		自然	8m	沓掛小学校	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域
210287	沓掛町皿池上	1		自然	8m	二村台小学校	
210288	沓掛町八幡前	1		自然	8m	沓掛小学校	
210289	沓掛町坊主山	1		自然	8m	沓掛小学校	
210290	間米町鶴根	1		自然	5m	共生交流プラザ	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域
210291	間米町間米	3		自然	5m	共生交流プラザ	

210292	間米町榎山	2		自然	5m	大宮小学校	
210293	栄町殿ノ山	1		自然	5m	舘小学校	
220086	間米町榎山	1		人工	6m	大宮小学校	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域
220087	前後町三ッ谷	2		人工	8m	大宮小学校	
220088	栄町西大根	2		人工	5m	舘小学校	
計	15箇所	33					

資料5-4 気象警報等の種類と発表基準

1. 警報・注意報等の基準

(名古屋地方気象台、令和4年5月26日現在)

豊明市	府県予報区	愛知県		
	一次細分区域	西部		
	市町村等をまとめた地域	尾張東部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 24	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 144	
	洪水	流域雨量指数基準	正戸川流域=7, 皆瀬川流域=7.3	
		複合基準*1	正戸川流域=(11, 6.3), 皆瀬川流域=(11, 6.5)	
		指定河川洪水予報による基準	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位	*2	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	15	
		土壌雨量指数基準	97	
	洪水	流域雨量指数基準	正戸川流域=5.6, 皆瀬川流域=5.8	
		複合基準*1	正戸川流域=(7, 5.6), 皆瀬川流域=(7, 3.7)	
		指定河川洪水予報による基準	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田]	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%		
	なだれ			
低温	冬期:最低気温-4℃以下			
霜	晩霜期に最低気温3℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(着雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 愛知県が定める基準水位観測所(天白川河口)における高潮特別警戒水位(2.3m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

2. 特別警報の基準(雨に関する市町村の50年に一度の値)

(令和4年3月24日現在)

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合。 ※豊明市において、50年に一度程度発生すると推定される特別警報の目安となる数値は次のとおり。 ① 3時間降水量が190mm ② 48時間降水量が473mm ③ 土壌雨量指数が273
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

第6 災害復旧・復興関係

資料6-1 豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年3月20日
条例第9号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、豊明市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により市民が死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序となる。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて、兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)がいるときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対しその生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円
 イ 住居が半壊した場合 170万円
 ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
 エ 住居の全体が滅失した場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- (4) 第2号のエ中の滅失には全壊、全焼及び流失を含むものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条に規定する厚生労働大臣が定める場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。
- 3 第1項の保証人は災害援護資金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、法第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年条例第16号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和53年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和56年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年条例第43号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年

7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項各号の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成3年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、条例第10条の規定は、当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、条例第13条第1項の規定は、平成3年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成13年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則(平成23年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(令和元年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料6-2 豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年3月30日

規則第5号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年豊明市条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、豊明市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3か月を経過する日までに提出しなければならない。

(調書)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第13号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

- (1) 借受人の死亡を証する書類
- (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、借受人の同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年規則第37号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成6年規則第58号)

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第34号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第12号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(令和元年規則第24号)

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第37号)

(施行期日)

第1条 この規則は令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行の際、現に改正前の各規則に基づいて作成された用

紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第5条関係） 〈略〉

資料 6-3 豊明市災害見舞金支給要綱

昭和61年10月1日

決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が居住している住宅が災害を受けた場合に災害見舞金を支給するために、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により被害が生じることをいう。
- (2) 市民とは、災害により被害を受けた当時、本市に住所を有した者をいう。

(災害見舞金の額)

第3条 災害見舞金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(災害見舞金の支給)

第4条 災害見舞金の支給対象者は、当該被災世帯の世帯主とする。

2 災害見舞金の支給に際しては、災害調査書(別記様式)を作成するものとする。

(支給の制限)

第5条 災害見舞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しないことができる。

- (1) 災害が被災者の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。
- (2) 災害が第三者の行為によるものであって、賠償を受けることができるものであるとき。
- (3) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されたとき。
- (4) その他市長が不適当と認めるとき。

(雑則)

第6条 この要綱のほか、市長が必要と認める場合は、別に災害見舞金を支給することができる。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成6年12月7日)

この要綱は、平成7年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月17日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

種別	住宅の全壊(焼)	住宅の半壊(焼)
金額	20,000円	10,000円

種別については、火災報告取扱要領に準ずる。

別記様式 (略)

資料6-4 豊明市被災者生活再建支援金支給要綱

平成30年12月7日

決裁

(通則)

第1条 この要綱は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による支援の対象とならない世帯に対し、豊明市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給する場合に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、竜巻、落雷その他の異常な自然災害により市内において生じる被害をいう。
- (2) 被災世帯 被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に該当しない自然災害により被害を受けた世帯をいう。
- (3) 基礎支援金 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金をいう。
- (4) 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。

(支援金の支給)

第3条 市長は、この要綱の適用の日以後に生じた自然災害による、次の各号に掲げる被災世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に、別表に掲げる支援金を支給するものとする。

- (1) 全壊世帯（自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯）
- (2) 半壊解体・敷地被害解体世帯（自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊により危険を防止する必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯）
- (3) 大規模半壊世帯（自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上必要な部分として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前号に掲げる世帯を除く。）
- (4) 中規模半壊世帯（自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前2号に掲げる世帯を除く）

2 加算支援金については、市内で住宅の再建を行う場合に限るものとする。

3 支援金の支給は、口座振込による。

(支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする支援対象者は、豊明市被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる豊明市（以下「市」という。）が発行する証明書
- (2) 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市が交付する罹災証明書
- (3) 半壊解体・敷地被害解体世帯が申請するときは、住宅に半壊の被害、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体したことが確認できる市が交付する解体証明書
- (4) 半壊解体・敷地被害解体世帯のうち住宅の敷地に被害を受けた世帯が申請するときは、宅地の応急危険度判定結果又は敷地の修復工事の契約書など住宅の敷地に被害を受けたことが

確認できる証明書

- (5) 加算支援金の支給を申請するときは、住宅を建設、購入、補修又は賃貸借を行ったことを示す、支援対象者又は支援対象者と同一世帯に属する者が契約者となっている契約書等の写し及び資金計画
- (6) 振込先口座を確認できる預金通帳の写し等の書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市が保有する電磁的記録その他の方式により申請に必要な書類の確認が可能な場合は、市長が認める範囲内に限り当該書類の全部又は一部の提出を省略することができる。

(申請期間)

第5条 前条の規定による申請を行うことができる期間は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までとする。ただし、市長は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により、その期間内に支援対象者が支援金の支給申請をすることができないと認める場合は、その期間を延長することができる。

(支給決定等の通知)

第6条 市長は、第4条の規定による支援金の申請があつた場合は、支援金の支給の適否を審査し、支援金を支給すべきものと決定したときは豊明市被災者生活再建支援金支給決定通知書（様式第2号）により、支給しないことを決定したときは豊明市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（様式第3号）により、申請者に速やかに通知するものとする。

(状況報告)

第7条 支援対象者は、第4条の規定による申請内容のとおり住宅の再建を完了したことがわかる書類を、豊明市被災者生活再建支援金再建状況報告書（様式第4号）により再建後速やかに市長に提出しなければならない。

(支援金の支給)

第8条 支援対象者は、第6条の規定による支給決定を受けたときは、豊明市被災者生活再建支援金請求書（様式第5号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき当該支援金を支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。
- (2) 第4条の規定による申請内容のとおり住宅の再建を実施しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、豊明市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（様式第6号）により支援対象者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、当該支給取消しに係る部分について既に支援金が支給されているときは、豊明市被災者生活再建支援金返還請求書（様式第7号）により、支援対象者にその返還を請求するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和4年1月5日）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和4年7月21日）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）1世帯につき（単位：万円）

区分	基礎支援金		加算支援金		合計
	住宅の被害の程度	支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊 半壊解体・敷地被害解体	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊	0	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借	25	25
単数世帯	全壊 半壊解体・敷地被害解体	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊	0	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借	18.75	18.75

（注）

- 1 複数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。
- 2 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- 3 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。
- 4 賃借には、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の賃借を含めない。

第 7 関係機関等施設使用一覧

施設等の名称	所在地	災害対策本部	臨時ヘリポート地点	応援隊受入拠点	緊急消防援助隊等活動拠点	自衛隊活動拠点	物資集積拠点	がれき仮置場	医療対策本部	一次滞在施設	遺体安置所	仮設住宅建設用地	災害ボランティアセンター	災害時緊急用地	中部電力活動拠点	
市庁舎 東館	新田町子持松 1-1	○														
尾三消防本部豊明消防署	沓掛町宿 234	代														
文化会館 (施設・駐車場)	西川町広原 28-1				○											
農村環境改善センター	沓掛町石畑 141			○												
中央公園	新田町吉池 3-1		○			代						○				
勅使グラウンド	沓掛町勅使 1-1							○								
駐車場								○ 注1								○
唐竹公園	二村台 3 丁目 2		○			代						○				
落合公園	新栄町 3-300											○				
豊明中学校	西川町横井 4-1		○													
保健センター	西川町島原 11-14								○							
南部公民館	前後町善 1737									○						
総合福祉会館	新田町吉池 18-3												○			
勤労会館	新田町吉池 18-8												○			
勅使会館	沓掛町勅使 1-1															○
中京競馬場 東第 5 駐車場	間米町敷田 1225					○										
中京競馬場 東第 1 駐車場	間米町敷田 1225		○				○									
名古屋競馬株式会社	間米町鶴根、敷田の一部													○		
花き市場	阿野町三本木 121		○				○									
災害協定による葬祭業者の施設等											○					

※凡例：○（候補地）、代（代替地）

※指定避難場所・避難所は除く。（資料 2-4「指定避難場所・避難所一覧」を参照）

注 1 中部電力活動拠点を優先し、使用する。

豊明市地域防災計画

令和4年3月一部修正

令和5年3月一部修正

発行 豊明市防災会議

事務局 豊明市市民生活部防災防犯対策課

電話 0562 (92) 8305
